

午前十時四分 開会

○中村委員長「ただいまから総務常任委員会を開催いたします。

○ 会議録署名者指名

○中村委員長「会議録署名者として、坂口祐樹委員、土井敏行委員、江口善紀委員、木村雄一委員、以上の四人を指名させていただきます。

次に、六月二十日の本会議におきまして本委員会に付託されました全議案、及び請願並びに継続審査中の事件を一括して議題といたします。

本日の審議に当たり、お手元に本委員会に付託された全議案一覧及び執行部提出による議案の説明要旨と「請願・陳情に対する現状と対策」を配付させていただきます。

まず、本委員会に付託された議案につきまして、各部長及び警察本部長の説明を求めます。

○前田政策部長「今回の定例県議会に提案いたしております政策部関係の議案について、その概要を御説明申し上げます。

まず、補正予算の主なものについて申し上げます。

県で整備した国、県、市町を結ぶ佐賀県防災行政通信ネットワーク設備の機能強化の費用として、衛星回線による多重化や国の「防災気象情報」の機種を変更するための経費をお願いしております。

また、佐賀県立大学（仮称）の佐賀総合庁舎敷地内設置に伴い、防災拠点等整備事業費として佐賀総合庁舎が担っていた防災拠点機能等の移設及び新設のための経費をお願いしております。

そのほか、学校法人永原学園の西九州大学健康データ科学部（仮称）の設置に伴い、県内の高等教育機関の充実を図るため、佐賀市が行う同法人への支援に対し、高等教育機関設置支援事業費補助として補助金を交付するための経費について債務負担行為の設定をお願いしております。

以上が今回提案いたしております政策部関係の議案の概要であります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○志波総務部長「今回の定例県議会に提案しております総務部関係の議案について、その概要を御説明申し上げます。

まず、補正予算の主なものにつきまして申し上げます。

「私立高等学校等就学支援金」につきましては、国において高校の授業料無償化が決定されたことに伴い、所得制限により就学支援金の支給対象とならない私立高校生等に対し、令和七年度に限り臨時支援金を支給する事業でございます。

また、「文化振興基金への積立金」につきましては、佐賀県競馬組合の利益金の配分がありましたことを受け、今後の文化振興等に係る財源とするため積み立てるものでございます。

次に、予算外議案の主なものについて申し上げます。

「佐賀県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）」につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴いまして、部分休業の取得パターンを拡充するものでございます。

「佐賀県県税条例等の一部を改正する条例（案）」につきましては、地方税法が改正されたことなどに伴いまして、佐賀県県税条例等の一部を改正するものでございます。

以上、今回提案しております総務部関係の議案の概要であります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○福田警察本部長「本議会上程しております警察関係の予算議案及び予算外議案について、その概要を御説明申し上げます。

予算議案について申し上げます。

いわゆる「闇バイト」による強盗や詐欺事件などへの対策として、県内の防

犯ボランティア団体等が運用している青色防犯パトロールカーにドライブレコーダーを設置すること、また、同車両に「ドライブレコーダー録画中」と表示するマグネットシートを貼付することにより地域防犯力の強化を図る「防犯対策強化事業」として、六百四十万八千円の増額をお願いしております。

予算外議案について申し上げます。

今般、近年の暴力団を取り巻く情勢の変化に的確に対応し、暴力団排除の取組がさらに実効あるものとなるよう、暴力団事務所の開設に関する規制の強化や、佐賀市の繁華街を暴力団排除特別強化地域として指定し、当該地域におけるみかじめ料の授受の禁止等に係る規定を新設することなどを内容とする「佐賀県暴力団排除条例の一部を改正する条例（案）」を提出しております。

以上が警察関係の予算議案及び予算外議案の概要であります。御審議賜りますようお願い申し上げます。

○中村委員長「それでは、これより質疑に入ります。

通告に従い、順次発言を許可します。

○一ノ瀬委員「皆様おはようございます。自民党ネクストさのの一ノ瀬裕子です。

早速一問目、県立大学について質問をしてまいります。

佐賀県立大学は、不確実性を増す時代において現状を是とせず、起業家精神を持ってチャレンジし続け、周囲に変革をもたらす「チェンジ・メーカー」を可能性豊かなチャレンジフィールドである佐賀において育成すること、そして地域に愛され、共に成長する大学を目指して準備が進められ、開学まで四年を切りました。構想が持ち上がってからこれまでの二年余りの間にも、既に構想自体が周囲に幾つもの変革をもたらしている点があると思える点を感じています。

県内の大学では新しい取組が次々と生まれています。例えば、佐賀大学では、

来年度からコスメティックサイエンス学環の新設を目指す動きが進んでおり、また、今年四月には農水産業の地域課題をこれまでにない全学横断という形で研究するプラットフォームも誕生しました。

また、西九州大学では、二〇二七年度、専門分野とデジタルを掛け合わせた健康データ科学部の設置を目指し一步を踏み出されました。

また、大学、高校、企業、自治体との間での連携強化も進みまして、連携協力協定の締結のニュースも多く目にするようになりました。

人材育成、あるいは学術研究、そしてまた、社会貢献など、様々な面において既にインパクトを与えつつあると感じておりまして、開学した暁には卒業生が巣立っていったとき、佐賀の未来が確かな手応えを持って広がっていくのではと楽しみにしております。

また、佐賀県と佐賀市の三回目の連携協議会では、県立大学周辺を「SAG Aキャンパスシティ」とする考えなどが示されたと伺っております。県内全域のベースキャンパスを拠点とした取組、また、プロジェクトが各地のまちづくりに変化をもたらしていくものと考えています。

県立大学の予定地である佐賀総合庁舎からの移転の準備が進みまして、早いところは今年度中に移転を完了、また、並行して敷地内にどのような建物を建てるのか、既存の建物の改修も含め、今は設計の真つただ中ということで、どのようなキャンパスになるのか私は今からどきどきと期待が膨らんでいるところです。

変化への鼓動がかすかに響き始めている今、開学までの歩みの中で大事にしていたきたい観点が本議会的一般質問の中で出ました。初日、石倉議員が質問し、知事からもつとめだと賛同が得られたプロセスの段階から関係者の思いや考えが伝わる説明の工夫、また、同じ映像が頭の中に浮かんでいるかのよう

にビジョンを共有していくこと、イメージをすり合わせていくこと、ここが大

事だと、そういう考え方が出ました。

実際、子供がふだん使いできる大学と聞きましたが、また、ベースキャンプと聞きましたが、人それぞれイメージするものが違います。ここをいかに丁寧にしり合わせておくかが県立大学から生み出す変化のムーブメントの大きさに結びつくと思っております、執行部の皆さん挙げて大事にしていきたいと思っております。

そこで、今日は少しでもビジョンやイメージの共有に寄与できるよう、県立大学について、ハード、ソフトの両面から現在の検討状況をお尋ねしてまいりますので、具体的な答弁をお願いいたします。

まず一点目、設計スケジュールについてです。

現在、設計の作業を進めていると聞いておりますが、具体的にどの時期に、どのようなものが示されるのかお示しください。

○中島政策企画監Ⅱおはようございます。今、設計の件でお尋ねがございました。

県立大学の設計業務につきましては、今年の三月に設計業者との契約を行ったところでございます。委員おっしゃっていたように、現在、検討を進めておりまして、今、設計業者と我々、毎週のように協議を重ねて、その内容の検討を進めているところでございます。

基本設計というものの、その平面図ですとか立面図というのをつくっていく、その基本設計というのを今年の十月末まで実施を予定しております。その中でイメージパースなども作成していくというふうに予定をしております、そのタイミング、今年の秋頃に平面図ですとか立面図、今申し上げましたイメージパースといったものを示せるようになるというふうに考えております。

その基本設計が終わりまして、その設計の概要というのが固まってまいりますと、その後は詳細な設計——実施設計と呼ばれるものですが——に入ってま

いります。申し上げましたような平面図、立面図、この詳細な図面を作成したり、あるいは概算の工事費などを算定するというものを来年の九月末まで行う予定しております。

以上でございます。

○一ノ瀬委員Ⅱ今お答えの中で、秋頃、イメージパースを発表するというようなお答えがございました。ここはどのような発表の仕方をされるのかということとを私は非常に関心を持っております。やはりイメージを共有していく過程の中に、プロセスの中に県民を巻き込んでいくということが非常に大事なところかと思っておりますので、この発表の仕方について、今の段階で何か検討されているのか、あるいは工夫をしていただけるのか、そこについて一言お尋ねをいたします。

○中島政策企画監Ⅱ発表の方法というところでございます。

今、これをやるというものについて確定したものではありませんで、これから検討していくことになるかと思っております。基本設計の段階でホームページなどでお示しするということは考えておりますので、そこに工夫できるかどうか、ちよつとこれから検討させていただきます。

以上でございます。

○一ノ瀬委員Ⅱでは続きまして、設計の方向性についてお尋ねをいたします。

二月に設計業務を行う事業者の選定委員会を見学いたしました。公募型プロポーザルのため、あくまで業務遂行能力を審査するものであって、受託した事業者からの提案内容は参考にすぎないというふうに聞いておりますが、様々なアイデアが披露されまして、わくわくしながら聞き入っております。会場の雰囲気も非常に熱気を帯びていたというふうに感じております。

既に設計の段階に入っておりますが、どのような設計になるのか、大変な関心を持っております。現在どのような方向で検討が進んでいるのか、説明可能な

範囲でお答えください。

○中島政策企画監Ⅱ設計の方向についてのお尋ねでございました。

申し上げていただきましたとおり、まだちょっと検討途上でございまして、具体的なものというのはいけません。というところではございますけれども、大切にしたい考え方、三点ございます。一つ目が、大学で学ぶ学生、この学習意欲が高まるような空間をつくりたい。二つ目に、様々な気づき、それから出会いが起こる空間というのをつくりたい。最後に、通りかかった人も入りたくなるような空間というのをつくりたいというふうに考えております。

一つ目の学習意欲が高まるような空間づくりというところに関しまして申し上げますと、今、様々な大学を見て回っています。いろいろ中に入らせていただいて、どういった施設があるのかというのを見ておりますけれども、最近の大学生、理系、文系問わず、大学の中で勉強するということが多いと。大学の中で勉強したり、議論したりというのが多いというふうに見聞きしております。

そういったこともありまして、大学の中には講義室とは別の造りとして、一人で集中するのに適したようなスペース、そういうのがあったり、あるいは少人数でディスカッションをする、そういったのに適したスペース、そういったものがいろんな大学にございました。そういったところを参考にしながら、我々も学習意欲が高まるような工夫というのをやっていきたいというふうに思っているところでございます。

それから、気づきや出会いが起こるところにつきまして申し上げますと、単に講義室から講義室の移動というところではなくて、先ほど申し上げたような、例えば、ディスカッションをするような場所だとか、いろんなものを配置するのをその動線に置くというようなことで、いろんな気づきとか、出会いというのがあるのかなと思っております。ここで議論しているのは何だろうなというような、ぱっと思ってももらったり、友達が集まって議論して、何

だろうなというのをちよつとのぞきたくなるようなものを講義室の間に置くとか、そういったような動線の工夫といいますが、配置上の工夫というのも考えております。

そういったことによりまして、同じ授業を取っている学生たちだけではなくて、違うクラスの、あるいは違う学年の学生同士が、あるいはもちろん教師との交わりといいますが、出会いといいますが、そういったものができる、そういった空間づくりをしていきたいというふうに考えております。

さらに、通りかかった人も入りたくなるというところでございます。地域に開かれた大学にしたいというふうに考えております。もちろんセキュリティ、防犯の面がございしますが、そういうところは意識をしながらもですけども、基本的には門扉とか塀で囲って、閉鎖的な空間ではないというふうに思っておりますので、入りやすいような空間というのをどうやっていくかというところも頭に置きながら、以上の三点を意識しながら検討を進めているところでございます。

以上でございます。

○一ノ瀬委員Ⅱ三点、具体的にお示しいただきました。

三点目の通りかかった人が入りやすくなる。門扉、門柱、そんなにあるわけではないというような御説明だったかと思いますが、実は私も無門の門と言われる門のない大学に通いました。本当にあらゆる人に学習の機会を提供するというようなことがそこで示されていたりという考え方が、やっぱりその門の在り方一つにとっても門で表現されていたということなんです。そういういろんな仕掛けとか、考え方を形にしていこうということ、非常に大事なところかなというふうに思っております。

そして、山口学長予定者が観光地のようなものをイメージしているという言葉、観光地という言葉が使われました。これは二回、参考人招致でお越しい

ただいたとき、二回ともその言葉が出てきて、何だかやっぱりいろんな県民の方が足を運んでもらえる場所にしたいというような思いを感じ取ったところ。今、わざわざ来るのではなく、通りがかった人が入りたくなるような大学と、ちょっと控え目におっしゃったのかなというふうに思っておりますが、ぜひいろんな人の関心を高めるような設計が生まれたらなというふうに思っております。

そしてもう一つ、本当に通りがかった人が、何だろうと思える空間は大事だなというふうに思っております。我が子が大学一年生になりましたが、語学のクラスの人としかあまり仲よくなるチャンスがないというようなことを言っております。いろんな人が授業だけではなく、授業で先生方は一生懸命グループディスカッションのようなことをさせて、仲間を五、六人の単位でというふうにされているけれども、やっぱりそれ以外に広がっていきにくいというところがあるので、いろんなところで顔を見て、出会いが生まれるというような空間は非常に大事だなというふうに思っております。

ちなみに、議員になって思うことも、セレンディピティという幸運なる偶然、今この瞬間にこの人と会う、今この瞬間にこの情報が入ってくるということが非常に課題解決に結びついていくなということを感じておりまして、そういう出会い、セレンディピティというようなものが生まれる空間であってほしいというふうに願っております。

では続きまして、三点目、環境への配慮についてです。

今議会で唐津の海洋プラスチックセンターが詳しく説明がございまして、それは入ってくるエネルギーと使うエネルギーがプラス・マイナス・ゼロということで、ZEBと言われる環境に配慮した建物として最高クラスのものというように、ああ、やっぱりこれからの時代の建物というのは、環境に配慮したというのは、プラスチックセンターではなくても大事なところだろうなと

いうふうに改めて思っております。エシカル消費といいますが、マイボトルを持ち歩き、エコバッグを持ち歩きという、そういう時代になっておりますので、この観点も、予算もあるかと思いますが、ぜひ大事にしていきたいと思っております、ここについては現時点でどのようにお考えなのかお聞かせください。

○中島政策企画監 環境への配慮についてお尋ねがございました。

環境負荷の軽減につきましては、昨年的一般質問の中でも委員のほうから言及があったというふうに思っております。環境負荷をかけ過ぎない施設にしていくと、これはもう命題だというふうに思っております。そのような建物にしていきたいと思っております。

現在の設計を進めているところでございます、建物の外壁ですとか窓に断熱性の高い材料を使用すると、照明や空調、そういったものに環境に配慮した、そういった省エネ性の高いものを入れていくというような建物面からのことも考えているところでございます。加えて、マイボトルのお話もありましたけれども、給水用の設備を整えて、自分のマイボトルに水をくめるというような仕掛けもしたいというふうに思っております。

言及いただきましたように、環境負荷をかけないということを徹底すると、やはり相応のコストもかかってまいります。どの方策が一番よいのかということについては、これからさらに検討してまいります。ただ、環境負荷をかけ過ぎないというところの大事な視点は持ちつつ、進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○一ノ瀬委員 給水スポットのお話が出ました。実は私、万博に視察に行きまして、この給水スポットにマイボトルを持った人たちが行列をつくっていて、自動販売機よりもこちらのほうが人気というぐらいでした。やっぱりこういう

設備が必要なんだろうなとお伝えしようかなと思ったら、先にお話が出てうれしく思ったくらいです。よろしくお願いいたします。

では、四点目、建設事業者との意見交換についてです。

勉強会で施工が困難な設計とならないよう、設計の段階から建設事業者との意見交換として、サウンディング調査を行うとの説明がございました。

県土整備部に確認をしたところ、施設整備に関してサウンディング調査を行うのは県では初めてということでした。今月二十日より、佐賀県のホームページ上で公募が開始されていることを私も見ました。このサウンディング調査はどのような意図で実施するのか、サウンディング調査の趣旨、また、スケジュールなど概要について、まずお尋ねをいたします。

○中島政策企画監Ⅱサウンディング調査、建設事業者との意見交換についてのお尋ねでございます。

この意見交換の趣旨でございます。現在設計を行っているところでございますが、まずは施工が困難な設計になっていないかというところは我々大事にしたいと思っております。そういったこともありまして、事業所のほうに訪問いたしまして意見交換をしたいというふうに思っております。

設計で検討している工法ですとか、そういったものを手を挙げていただきまして建設事業者の皆様にお示しいたしまして、意見をいただきながら、必要に応じて設計などに反映させていきたいということを目的としているものでございます。意見交換を行う中で、資材価格の状況ですとか、あるいは繁忙の状況ですとか、そういったことも聞き取りができればいいというふうに思っております。

それから、スケジュールに関しましては、先ほど基本設計、それから、詳細な設計というのを来年の秋頃までというふうに申し上げましたけれども、その期間の中で、全部で三回程度設計の検討状況が進んでまいりますので、その段

階に合わせて三回程度そういう場を設けたいというふうに思っております。

そのうち一回目の意見交換の参加につきまして、今御案内ありましたとおり、先週より募集を開始したところでございます。現在も募集をいたしているところでございます。二回目、三回目につきましても、調いましたらその都度募集をかけていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○一ノ瀬委員Ⅱ一点確認ですけれども、このサウンディング調査はどなたが行うのかというところを教えてください。

○中島政策企画監Ⅱ私ども県の職員が出向きますし、コンストラクションマネジメント業者も一緒に検討しておりますので、そういった方々も場合によっては入っていただきながらということと考えております。

以上でございます。

○一ノ瀬委員Ⅱこのサウンディング調査、建設業者さんにしてみれば、落札できるといふ確約がもちろんできるわけではないので、そのところを負担に思われたりしないのかなという疑問がありましたので、ちょっとここについてお尋ねをしてみました。

すると、いつもは年間の発注の見通しというのをにらみながら、公告が出たらそこで体制を整えていく、発注があれば、もちろんそこに全力で応えようとするんだというふうにおっしゃいましたが、事前に意見の聞き取りですとか、あるいはどこに思いがあって、どのようなところを大切にしたい、この設計がなされているのかというようなことが意見交換できるのは非常にありがたいというふうにおっしゃいました。何だか負担をかけるのかなと思っておりましたけれども、工法の話もできるできないの判断など、いろんな参考になるのだというところで、ウェルカムな空気を感じたところですので、丁寧により意見交換の時間となるように進めていただければというふうに思っております。

では続きまして、ベースキャンプの具体的なイメージについてです。敷地の話、今度は敷地の外です。県内各地の各地域ベースキャンプについて伺います。

県立大学は「日本一プロジェクトが生まれる大学」を目指し、県全体を学びのフィールドにすることをうたっており、学生の活動拠点となるベースキャンプについても、県内各地に設ける考えが打ち出されています。佐賀県は実践の現場に恵まれている、農林水産業、製造業、医療、福祉、小売、サービス、観光業など、大都市に立地する大学とは全く違う強みがあると、これは一般質問で下田議員の質問に対する知事の答弁で答えられました。これらの現場を生かしながら、そして、現場で課題解決型学習をしやすくするために設けられる拠点がベースキャンプというふうに私は認識しておりますが、このベースキャンプというワードから想定されるものがそれぞれに違っているなということ若干感じております。このベースキャンプは市町や企業においても、学生を受け入れ、県立大学と関係を構築していく大事な場所となります。

そこで、県立大学のベースキャンプについて、どのような姿を描いているのか、受け入れる側との認識の共有を図るため、より具体的にお答えいただければと思います。

○中島政策企画監理ベースキャンプの姿、具体的なイメージについてのお尋ねでございました。

委員からもございましたとおり、県立大学は県全体を学びのフィールドと考えております。課題解決型学習というのを重視することで考えておりまして、実際その課題解決型学習、これは県内全体をフィールドに展開していくというふうなものと考えております。

ベースキャンプは課題解決型学習を行う現場の近くに置いていくものでございます。それは機動的に、あるいはフレキシブルにその課題に応じたところに

ベースキャンプを置いていくということで考えております。

課題に応じたと申し上げましたのは、固定した場所をつくっていくというものではございませんで、そこで固定した場所で定期的に授業をするというサテライトキャンパスというものではございません。あくまでも課題解決型学習を行う教材となる現場というところをその課題に応じて転々としていく、柔軟に変えていくというものでございます。

そういったものでございますので、ベースキャンプにつきましては、課題のテーマですとか、活動をする市町ですとか、企業の状況によりまして、ベースキャンプの規模ですとか、あるいはベースキャンプで活動する期間、こういったものも多様になるといふふうに考えております。

というところではございますが、最終的には指導いただける教員がこういったテーマでやろうかというのを決めて、この地域にしようかというところから決まっていくものでございますけれども、今想定しているものを具体的な例として二つほど挙げさせていただきます。

一つ目が、毎週一度、例えば、水曜日の決まった曜日にフィールドワークを行うと、水曜の午後の時間はフィールドワークだよというのを決めまして、朝、ベースキャンプとなるとところに集合をいたしまして、その日のスケジュールの確認というのをベースキャンプで行った後に、その後の時間は課題解決のための調査ですとかヒアリングを行うと。その後に、戻ってきて振り返りや議論を行うというものにしたいたと。週一回そこでは何らかの活動が学生たちが集まって何かやっているというようなもの、これが一つ目の想定でございます。

別の形もあると思っております、合宿型といいますか、集中講義型で、例えば、一週間その現場、課題解決型学習の現場のところに滞在型といいますか、宿泊も伴いながら滞在するというようなケースもあるというふうに思っております。その一週間を集中して課題解決型学習を行って、そのための活動拠点を

一週間そのまま使う。その間に地域への、申し上げました調査だとかヒアリングなどを行ったりですとか、もしかして場合によっては、その地域のイベントなどがあればそれと重ねてそういったのにスタッフとして参加するというようなこともあるかと思っております。

今、想定している例を二つ挙げましたけれども、申し上げましたように、課題解決型学習、これはどういうテーマにするか、どういう手法でいくか、規模をどうするかというところ、指導する教員によってもそれぞれ異なると思っておりますので、どうなってもいいようにというか、そこは準備をしていきたいと思っております。

課題解決型学習が機能するというのが大事だと思っておりますので、そのためのベースキャンプの形、様々あると思いますが、柔軟に検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○一ノ瀬委員〓具体的に二つの例を挙げていただきました。そうしますと、これは何かのハードを用意するというよりも、あくまでプロジェクトに合わせた場所ということで、拠点ということで、何らか受け入れる側の企業さんですとか市町さんからすると、プロジェクトの方向について何が自分の場所にあるのかということを考えていくことと同時に進んでいくようなものだということの理解でよろしいでしょうか。

○中島政策企画監〓そのとおりでございますして、課題解決型学習の教材とセットものになってまいります。ベースキャンプそのものからアプローチしていくのではなくて、課題解決型学習の中身をどうしていくかということによるものというふうに考えております。

以上でございます。

○一ノ瀬委員〓ありがとうございます。やはりすぐ常設の何らかに若者が常

に集うような場所というのを想定しがちでしたので、疑問が払拭できたというふうに思いました。ありがとうございます。

では、まちづくりとの関係性についてです。

学生が県内各地でベースキャンプを拠点に活動しながらプロジェクトを進めることでその地域のにぎわいにつながるということが期待をされます。

県立大学やそのベースキャンプを設けることが県内各地のまちづくりにどのように生かされることを期待しているのかお尋ねいたします。

○中島政策企画監〓ベースキャンプとまちづくりについての関連性のお尋ねでございます。

現在、先ほどのベースキャンプですとか課題解決型学習がどういったものが考えられるのかということと一緒に議論していこうと思ひまして、各市町のほうを訪問させていただいております。市町の担当者の方と、今申し上げたように、ベースキャンプのイメージ、これを共有いたしましたり、実際どのような場所が想定されるか、あるいはどういった課題解決型学習というのがあるかというところをリストアップしながら、申し上げましたように、こういった課題を解決するところではこういう場所がいんじゃないかとか、そういったことを編み込みながらというか、いろいろ議論をしているところでございます。

まだ今そういうのを始めたところで、これでいこうというところまで固まっているものではございませんけども、実際、市町の担当者の皆さんとお話をしますと、前向きに受け止めていただいているのが一番心強いところでございます。学生との関係を深めていくにはどういった受け入れ体制がいいだろうとか、課題解決型学習につきましても、自分たちが気づかない何かを学生から提示してもらえないかとかいうような期待、そういったものを含めて興味、関心をいただいているというふうに、それはもう感じているところでござ

います。

県立大学の学生、これは県全体をフィールドとしておりますけども、地域の皆様、企業の皆様と接点を持つことになります。学生と関わった方々が自分の地域、自分の会社を、未来をどうしていくかを考えるきっかけにつながることを期待しております。その課題解決型学習を県全体のフィールドにすることですか、ベースキャンピングをどうしていくかというふうな議論はそのきっかけの一つになるかなというふうに思っております。

県立大学、多くの方々の参画をいただきながらつくり上げていきたいと思っておりますし、地域とともに成長していくものだというふうに考えております。多くの方々に県立大学との関わり、これを持っていたきたいですし、それが地域のまちづくりにつながっていければというふうに考えているところでございます。

以上です。

○一ノ瀬委員〓今のお答えで、県立大学というのが、地域地域の、自発の地域づくりというふうにつながっていくんだなということを感じさせていただきました。

この問いの最後に政策部長にお尋ねをいたします。

イメーჯやビジョンをすり合わせまして、開学までのプロセスにおいて、県民参加の機運を醸成し、開学の時期を迎えることは非常に大切だと思っております。県立大学ができたときに、パッシブにこんなものができたのだと思われるのではなくて、何か自分も関わりしろがあるものだ、子供でも大人でもそう思えるようなビジョンのすり合わせ、プロセスにおいて説明などを大事にしたいなと思います。

そうした点に留意して今後も進めてほしいと考えておりますが、部長の決意をお聞かせください。

○前田政策部長〓県民参加の機運醸成についてということで御質問いただきました。

県立大学はこれからの佐賀県の未来をつくる上で欠かせない必要な機能であると考えています。そして、県立大学には県内の様々の分野、年代の方々、業種の方々に関心を持っていたいて多くの方に参画いただくことが大変重要になってくると考えています。学生や若い世代はもちろんのこと、社会人や企業の方も協力的事業所としての関わり方もあれば、学び直しの場としての利用、こういったことの様々な関わりがあると思います。

多くの方々が様々なスタイルで関わることが県民の理解につながり、さらにいい大学になっていくものと思います。そのためにも、県立大学の検討の進捗に併せまして、継続的に情報を届けることが大切ですので、広報や情報提供に注力していきたいと考えております。

また、この県立大学への興味、関心の内容やその度合いというのは、世代や業種によっても様々でございます。それぞれの関心のポイントも異なりますので、対象に応じて関心ごとに答えられるような説明が必要となりますので、メディアや動画、SNSなども活用しつつ、きめ細やかな広報を意識していきたいと思えます。

県立大学は、地域に愛され、共に成長する大学を目指すということを理念に掲げております。その実現に向けまして、県立大学特有の意義、それから、果たすべき役割をより多くの県民に分かりやすく伝えるということも大切ですし、それから、それぞれの地域や分野などにおける県立大学の生かし方、こういったものを考えてもらう機会を増やすということも重要だと思えます。

多くの方々に関心を持ってもらう努力を重ねながら県民参加の機運を高めてまいりたいと、このように思います。

私からは以上です。

○一ノ瀬委員Ⅱそれでは二問目、県庁を支える人材の確保についてお尋ねをしております。

現在は、特に民間企業におきまして、転職市場の活発化により、一つの企業で定年まで勤め続けることが当たり前ではなくなってきています。この状況は、地方公共団体も例外ではなく、総務省の地方公務員の退職状況等調査によれば、令和四年度の都道府県一般行政職の普通退職者数は三千八百五十五人で、五年前、平成三十一年の二千三百二十三人からおおよそ一・七倍に増加をしています。佐賀県庁ではこれまでも採用活動に力を入れて取り組まれ、また、民間企業等職務経験者採用、いわゆる中途採用にも早い段階から積極的に取り組んでこられた結果、多様な人材の確保には一定の成果が上がっているものと認識をしています。

不確実性の時代にあっても佐賀県庁が複雑化、高度化する行政課題に的確に対応し、県民の皆様信頼される組織であり続けるには、採用した人材の定着を図り、しっかりと育成をしていくことで、県庁を支える人材を確保していくことが重要であると考えております。

そこで、次の点について伺います。

一点目、職員の早期退職の状況についてです。

今月十六日の佐賀新聞一面に「県内十一市町『定期外』でも採用 転職や離職増、職員採用ひと苦労」との見出しで記事が掲載され、佐賀県庁の状況として、「二十四年度は二十代以下の退職者が増加。面談などで理由を把握、分析して対策を講じる」とのコメントも紹介をされていました。佐賀県庁においても若年層の退職が増えているということに危機感を覚えたところですが、

そこで、お尋ねをしております。

まずは、早期退職の状況についてです。

職員の年代別の早期退職者数、離職率はどのような状況かお尋ねをいたします。

す。

○堤人事課長Ⅱ職員の早期退職の状況についてお答えいたします。

直近、令和六年度の早期退職者数は全体で五十八人となっております。年代別の内訳は多い順で、二十代が十八人、五十代が十八人、三十代十三人、四十代九人となっております。

また、各年代の職員数に占める退職者の割合であります離職率につきましては、二十代で二・七％、五十代で一・六％、それから、三十代で同じく一・六％、四十代一・三％となっております。これを全年代でいたしますと、一・八％となっております。

この退職の状況ですが、ほかの自治体の状況と比較してみますと、先ほど委員が紹介されたとおり、令和四年度の都道府県全体の普通退職者数が五年前の約一・七倍に増加しておりますところ、佐賀県職員も同期間で約一・六倍の増加となっております。おおむね都道府県平均と同水準で推移しているところでございます。

以上です。

○一ノ瀬委員Ⅱそれでは続きまして、早期退職者の退職理由についてです。

早期退職者を減らすことは人材確保において重要だと考えますが、早期退職していく職員はどのような理由で退職をされているのかお尋ねをいたします。

○堤人事課長Ⅱ早期退職者の退職理由についてお答えいたします。

令和六年度の早期退職者の退職理由として主なものですけれども、民間企業等への転職が二十一名となっております。それから、健康上の事情によるもの十名、家族の介護や家業を継ぐなどの家庭の事情によるものが九名、それから結婚というもので八名と、そういったものになってございます。

以上です。

○一ノ瀬委員Ⅱでは、若年層の早期退職の要因分析とその受け止めについてで

す。

県では、若い世代の職員が早期に退職していく要因をどのように分析し、どのように受け止めているのかお尋ねをいたします。

○堤人事課長Ⅱ若年層の早期退職の要因分析とその受け止めについてお答えいたします。

先ほど申し上げたとおり、令和六年度の早期退職者のうち二十代の退職者数は十八名でしたけれども、このうち七名が県外への転居を伴う結婚による退職でございました。また、結婚と並んで多いのは転職を理由としたもので同じく七名となっております。

これらの受け止めとしましては、委員御認識のとおり、転職市場は活況となっており、本県でも自身の適性や希望を踏まえて転職を選択する職員も増えているものと認識をしております。

退職者数が増加傾向にあることは民間企業も含めた日本全体の労働市場のトレンドでもあり、一定続くものであるとも見込んでおります。

一方で、佐賀県庁の貴重な人材であります職員が早期に退職するという状況は、当然ながら、できる限り減らしていく努力が必要と考えております。

以上です。

○一ノ瀬委員Ⅱできる限り減らしていくことも大事だということでしたけれども、それでは、早期退職防止に向けた対策について伺いをいたします。

キャリアアップのための転職というポジティブな理由による退職と体調面や家族の介護といったネガティブな理由による退職では、打つべき対策が異なると思っておりますが、早期退職者を減らすために、県では今後どのように取り組んでいくのかお尋ねをいたします。

○堤人事課長Ⅱ早期退職防止に向けた対策についてお答えいたします。

委員御指摘のキャリアアップのための転職などのいわゆるポジティブな理由

での退職につきましては、自身の成長の機会が佐賀県庁にこそあるということにより実感してもらうことが必要であるというふうに考えております。

具体的には、若手の職員が県職員としてのキャリアを思い描けるような勉強会ですとか交流会、それから、成長の機会を幅広く与える人事配置、それから、研修を含む学びの機会の充実に取り組んでまいります。

一方、家庭の事情や健康上の問題を抱えている職員に対しましては、仕事と子育て、介護の両立を図る職員への支援、例えば、制度の充実ですとか、その周知、相談フォロー体制といったものでございます。それから、職員の健康上の問題を未然に防ぐことも含めて健康面での相談体制の充実、それから、長期での病気による休暇、それから、休職からの復職について支援をしていくということ。これらはこれまでも取り組んでいることではございますが、引き続き充実を図ってまいりたいと考えております。

また、先ほど申し上げましたとおり、退職者の増加、トレンドというのはしばらく続くだろうことを踏まえれば、これらの離職防止の取組にあわせて、必要な職員数を確保すべく、計画的に採用で補充していくことも重要と考えております。

時代の変化にに応じてやるべきことは常に変わっていくと考えております。引き続き離職防止につながる取組を実施し、さらに充実をさせていくことで、できる限り多くの職員に、できる限り長く活躍してもらえるような職場づくりを進めてまいりたい、そのように考えております。

以上です。

○一ノ瀬委員Ⅱでは続きまして、職員の人材育成についてお尋ねをいたします。

佐賀県庁を支える人材を確保するためには、今言っていたように、優秀な人材を採用し、早期退職を減らす取組はもちろん大事ですが、今いる職員のお一人お一人の能力を高める人材育成の取組も重要だと考えています。

県では、今年度、「人材育成・行政マネジメント室」を設置され、研修の見直しを実施されたと聞いて関心を持っているところです。

人材育成は、人事配置により業務経験を通じて培われるものと、職場内外での研修を通じて培われるものの両方がありますが、とりわけ研修を通じた人材育成について伺ってまいります。

まず一点目、「人材育成・行政マネジメント室」の設置目的についてです。

本年度から設置された「人材育成・行政マネジメント室」はどのような目的で設置をされたのかお尋ねいたします。

○黒木人材育成・行政マネジメント室長Ⅱ室の設置目的についてお答え申し上げます。

複雑化、多様化する行政課題に的確に対応していくためには、自ら課題を見つけ、解決策を導き出すことができる人材が求められていると思っております。これまでも人材育成に関しましては様々取り組んできておりますが、今の時代に応じた研修の見直しをはじめ、総合的な人材育成の取組を一層強化する必要があると考えております。

こうしたことから、人事課が担います職員の採用や配置、行政経営室が担っております組織体制、自治修習所が担う職員研修など、これらの所管業務を一体的に実施することで、求められる人材、いわば目指す佐賀県職員像の実現を図るため、人事課内にあった行政経営室を改めまして、今年度から人材育成・行政マネジメント室を設置したというところでございます。

以上でございます。

○一ノ瀬委員Ⅱ目指す佐賀県の職員像という言葉が出てまいりました。

続きまして、佐賀県庁に必要な職員の姿について伺ってまいります。

不確実性の時代において、これからの佐賀県庁に必要な職員の姿をどのように描いているのか、改めてお尋ねいたします。

○黒木人材育成・行政マネジメント室長Ⅱ佐賀県庁に必要な職員の姿についてお答え申し上げます。

変化が激しく、将来の予測が困難な時代にありましては、自ら課題を見つけ、解決策を導き出すことができる人材が必要だと考えております。このため、これからの佐賀県庁に必要な職員の姿につきましては、まず、ベースといたしまして、目的志向ですとか公務員としての倫理感、接遇などを具備しました「県職員」として持つべき資質を備えている職員」というのを置きつつ、大きく二つに大別いたしましたして、一つは、企画力や構想力、鳥瞰力を持った職員を育成することで目指す「自ら考え行動し、柔軟な発想で新たな価値を生み出す職員」、もう一つといたしまして、各分野での専門知識を身につけ、スキルを磨くことで目指します「県政運営の基盤を支える職員」と考えております。

以上でございます。

○一ノ瀬委員Ⅱ県職員として持つべき資質をベースにして、大きく二つ掲げているということでした。

では、研修見直しのポイントについて伺います。

佐賀県庁に必要なこれらの職員の姿を実現するためには、どのような研修を目指していくべきと考えているのか、また、今年度の研修の見直しのポイントはどうかというところにあるのかお尋ねいたします。

○黒木人材育成・行政マネジメント室長Ⅱどのような研修を目指すのか、また、研修の見直しのポイントについてお答え申し上げます。

これからの佐賀県庁に必要な職員の育成を実現するため、研修につきましては、仕事を進める上での基礎的、基本的な事項を身につける研修に加えまして、現場で感じ、課題を見つけ、自分で考え、解決策を提案し、関係者と調整を図る行動力を養う研修、また、専門知識を身につけ、スキルを磨く研修としていく必要があると考えております。

こうした考えの下、昨年度からの見直しのポイントといたしましたでは、実際に現場に行って地域課題に直接触れますフィールドワークの導入、また、職員自らが県庁外の組織を研修先として選ぶ研修の導入、また、外部講師に加えまして、職員自身が講師となつて職員同士で学び合うカリキュラムの導入、また、専門知識を身につけ、スキルを磨くためのデジタルですとか法務、会計などに関する専門研修の充実などがポイントとなります。

以上でございます。

○一ノ瀬委員Ⅱ幾つか御紹介いただきました。フィールドワーク、あるいは研修先を自ら選んだり、あるいは職員さん同士が講師となつて教え合うような研修ということで、非常に効果が高いのかなと、高い効果を上げていただきたいというふうに思いました。

それでは、特徴的な研修について伺います。

今年度新たに導入した特徴的な研修にはどのようなものがあるのか。また、その狙いについてお尋ねをいたします。

○黒木人材育成・行政マネジメント室長Ⅱ特徴的な研修についてお答え申し上げます。

先ほどの見直しのポイントから関連するんですが、まずはフィールドワークの導入でございます。

現場に出て地域課題に直接触れるフィールドワークといたしまして、「暮らし観光まちあるき」研修というのを導入しております。新規採用職員約百三十名、その他希望する職員を対象にいたしまして、小城、塩田、嬉野におきまして、案内人をされております方を講師に迎えまして、実際に町を歩きながら、ありのままの地域の暮らしを肌で感じていただく研修としております。

狙いとしては、地域づくりの現場を歩き、行政に求められること、県庁職員としての在り方について気づきを得ること、また、地域ならではのす

ばらしさを知り、その生かし方の考えを深めることとしております。

また、新たな研修といたしまして、先ほどポイントで申し上げました職員自らが県内の民間事業者、団体を研修先として選んで、希望する研修先との受け入れ調整自体も自ら行って研修を行うという、いわば大人のインターンシップとも言えるような研修に係長級の職員を対象に導入しております。

狙いとしては、行政とは異なる環境に身を置くことで、多様な発想や価値観に触れ、企画力や発想力、鳥瞰力を高めること、また、研修先や研修内容も自ら考え、自ら調整などを行うことで、主体性の向上をさせることということを狙いとしております。

以上でございます。

○一ノ瀬委員Ⅱ狙いについてお答えいただきました。

では、その主体性が育ったかですとか、この研修でどんな地域の魅力を見つけてきたのかとか、そういった成果をどのようにフィードバックといいますが、まとめているのかというところ、その仕組みはどのようなになっているのでしょうか。

○黒木人材育成・行政マネジメント室長Ⅱ成果をどうするかという仕組みの御質問かと思っております。

まず、あくまで研修というのはインプットの間だと思っております。そのインプットを基にしてアウトプットを出すというのが成果のことだと思っております。

これまで研修の冒頭とかは、オリエンテーションとして、研修の今日の流れみたいなことを説明することだったんですけれども、一つは、研修の前に目指す佐賀県職員像を示して、皆さんにはこういうふうになってほしいんだ、今日はそのインプットする場だということを言っております、必ずその後、皆さんアウトプットが大事なので、自分でまとめるなりとか、職場に帰ってこうい

うことがあった、こういうことにつながれるんじゃないか、そういったことをまずお伝えしているというのがございます。ですから、参加された方というのは、その職場職場で自分の業務につなげていただけるものかと思っております。

また、先ほど言った、自らの研修場所を決めて自ら交渉するというのはこれからの研修になりますので、今からフィードバックの仕方というのは考えてまいりますけど、一つは、研修に行ったこと自体をほかの職員にまた話していただくことで、報告会みたいな形ですること、その職員自身のアウトプットを出していくということが重要かなと思っておりますので、そういった取組をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○一ノ瀬委員Ⅱぜひ効果的に生かしていただきたいというふうに思っております。

では続きまして、研修の機動的な見直しについてです。

目指す職員像の話をいただきましたけれども、これはお尋ねをしましたら、平成二十九年度以来の見直しだったというように、先に私が接する現状の皆さんのほうが目指す職員像に近づいていらつしやったのではないかなというように思ったりもいたしました。もう少し機動的な見直しというのが折々にあってもいいのかなというところを感じたところです。

スピードが求められる昨今では、研修についても、年間計画に縛られることなく機動的に見直しをしていくことが必要と考えておりますが、どのように取り組んでいくのかお尋ねをいたします。

○黒木人材育成・行政マネジメント室長Ⅱ研修の機動的な見直しについてお答え申し上げます。

佐賀県を取り巻く社会状況の変化が激しい中、毎年度同じことを繰り返すだ

けでは、年月がたつにつれ、時代に合ったものではなくなるものと考えております。このため、委員からも御指摘ありましたけれども、研修につきましても、年間計画どおりに実施するというのではなく、年度内であっても内容を変えるべきところは変え、必要なものは適宜追加していくことが重要と考えております。

研修の年間計画につきましては、前年度末に作成しているところでございますけれども、四月以降も適宜見直しや追加をしているところでございます。

具体例を申し上げますと、まず四月に見直したものとして、これから研修をするんですけど、手話言語研修の見直しというのがあります。昨年度は自治修習所で行ってございましたけれども、今年度は場所を変えまして、講師を務めていただきます佐賀県聴覚障害者協会が所在いたします施設内の研修室に変更しております。このことにより、昨年度まででしたら障害者への理解や対応の講義、簡単な手話を身につける実技をしておりましたけれども、場所を変えたことによりまして、学んだ手話を施設にいらつしやる聴覚障害者の方を相手に実践する場面というのを設けております。また、聴覚障害者が利用される施設でするので、そういった施設ならではの視覚的に情報を伝える設備や機器などを見て理解を深めるような形に見直しております。

またもう一つ、今年度初めて実施することとしたものについて一つ御紹介させていただきますと、昨年度に自治大学校ですとか外部の経営塾に短期派遣を行った職員がおります。そうした職員を講師といたしまして、研修での学びや苦労点、職場での実践状況をほかの職員に伝える研修会というのを開催しております。ほかの職員に成長するための学びのヒントを提供するとともに、短期派遣者も研修での学びや経験をアウトプットすることによりまして、知識、スキルの定着につながるものと考えております。

引き続き、佐賀県が目指す職員像の実現に向けまして、様々な観点から研修

を実施いたしましたして、行動変容のきっかけを提供できるよう努めていきたいと思っております。

以上でございます。

○一ノ瀬委員Ⅱ見直しが非常に行われていて、いいものになっていっているんだなということを感じさせていただきました。同じ時間、あるいは同じ予算などを使うのであれば、ぜひ出会いが生まれたり、現場を深く知ることにつながったりというような形で見直しをしていただければというふうに思っております。

では続きまして三点目、県民サービスを担う人材の育成についてです。

佐賀県では、公共施設の一部に指定管理者制度を導入されています。県民サービスを担う人材という意味では、県の指定管理施設の職員さんもその重要性は変わらないと思っておりますし、よりダイレクトに施設の価値やサービスの向上につながる人材だと思っております。

視察に行ったときに、日々、最前線で誠実に目の前の業務に励んでいらっしやる姿を目にすることもございます。少年自然の家などに行きますと、姿が見えなくなるまでずっと手を振ってくださいったり、何かあったかいような気持ちになって帰ってきたりもいたしますが、仕組みとして、現状維持というようになところにある思考が行きやすくなる仕組みなのかなというふうに思っております。例えば、発信ですとか、何か新しい事業ですとか、新しいものを生み出すというところにとどのように力を配分していかれるのか、そういうところが気になっておりました。

その気になっていたところ、最近、施設によっては先進的な研修を取り入れて人材育成につなげ、この施設が何をなし得ていくのかというゴールを見据えたような研修をなさっていたりですとか、あるいはMIGAKIチームが入ることで、人材の育成にブラッシュアップをしているというようになお聞き

をいたしました。

まずは、MIGAKIチームの方に具体的にその例を御紹介いただければと思っております。

○納富政策企画監ⅡMIGAKI対象施設の指定管理職員の育成の取組についてお尋ねがございました。

まず、私もMIGAKI担当では、民間の力を活用するなどしまして、サービスやコストの最適化を図りながら、各施設の磨き上げを行い、利活用の推進を行う「MIGAKIプロジェクト」に取り組んでおります。

施設の利活用を進めていくに当たりましては、委員からの御意見にもありましたように、利用者サービスの向上も大切な要素だと私も考えているところで。そのため、「MIGAKIプロジェクト」では、持つべき視点としまして徹底的な利用者目線を掲げまして、利用者と直接接する指定管理者と私も県職員が一緒になって、同じ視点を持って施設の磨き上げを進めているところでございます。

具体的に、指定管理者の職員に対しまして、県の目指す方向性や認識している課題についてを共有し、同じ方向を向いていくためにも、県と指定管理者とが定期的にミーティングを開催させていただいております。また、公の施設として必要な安全管理、危機管理、あと企画力の向上など、施設の職員のスキルアップにつながるような研修会の開催、また、利用者サービスの向上のためにできることを利用者視点で考えていくためのロールプレイング型のグループワークの開催などを、指定管理者が行う研修とは別に、県が主体となって行わせていただいているところです。

また、私も、指定管理施設単体だけではなく、周辺の施設とも連携を取りながら、エリアとして盛り上げていくことも取り組んでいます。そのため施設間の連携が各施設のスタッフ同士の連携や施設間での情報交換につながり

まして、それがひいてはスタッフの自発的な行動であったり、成長にもつながるような効果が出てきているところでございます。

M I G A K I の取組は以上でございます。

○一ノ瀬委員Ⅱありがとうございます。今お聞きしたように、ややもすると、委託する側、される側、管理する側、される側というふうに分かれがちなどころを、県職員さんも一緒になって中に入って、同じ方向性を共有して、また研修などもやっていく、それが施設のサービス向上につながるっていくということで、こうした流れをいろんなところで波及させていただければというふうに思っております。

最後に、人材育成に対する思いについて、総務部長にお尋ねをさせていただきます。

不確実性の時代と言われまして、生産年齢人口の減少、また価値観の多様化などにより、佐賀県を取り巻く状況が大きく変化する中、複雑化し、高度化していく行政課題に対応できる人材を育成することができる佐賀県庁にしていくな必要があると思います。

よい兆しは見えているというふうに思っております。例えば、いろんな方と県職員さんをおつなぎしたときに、こういう大きなイベントをしたいというふうに大きな夢を語ってくださる方も増えてまして、非常にポジティブ、アグレッシブな発想をされる方、全国規模的な大きな視点で発想される方も増えたなど。そういうのは国スポ・全障スポの成功など、いろんな要素が重ね合って、そういう職員さんの姿が見られるようになってきたのかなというふうにうれしく思っております。

私が思うところに、組織というのは、いいなというふうに思われて、私どももいろんな全国会議とかにいますと、何か佐賀ってすごいよね、佐賀県庁すごいよねと言われることが増えてまいりました。そうしたときに、組織というのは

いいねと言われるところから、次、ありがとうという感謝をされるというステップを踏んで、最終的にずっとこのままあり続けてほしいと祈られる、そういうふうな高みを目指していくというふうにお聞きしたことがあります。そういう高みを目指して、皆さんで頑張っていていただければというふうに願っております。

組織と人事を所管する総務部長として、組織運営や人材育成にどのような思いを持って取り組んでいかれるのか、決意のほどをお聞かせいただければと思います。

○志波総務部長Ⅱ人材育成などに対する私の思いとか決意に対する御質問でございます。

委員おっしゃいましたように、昨今、県庁を取り巻く社会環境というものは非常に変化が激しいものがありますし、また世界情勢の不安定化もありまして、委員も不確実性の時代とおっしゃいましたけれども、将来の予測が大変厳しい時代になっていると認識しております。

こうした中で、今の行政にはこれまでのベーシックな部分に加えまして、既存の枠組みとか、これまでの経験にとらわれずに課題に対応する自発性ですとか柔軟性といったものであったり、また時代の先を見据えて新たな価値を生み出していく創造性と、こういったものが求められているのかなと思っております。

佐賀県のほうでは、様々な社会経験とか専門性を持つ多様な人材を積極的に今採用しておりますけれども、こうした多様な人材がもたらします新たな視点ですとか発想というものは、変化の激しい今の時代において、佐賀県の組織としての強みになるんではないかなと思っております。

また、それぞれの職員におきましては、こうした組織の中で多様な人材がいるわけですから、こういった多様な人材の多様性を生かしまして、互いに刺激

し合って高め合ってほしいというふうに思っております。

その上で、一人一人の職員が自らの意思で学んで、それを使って自分で考えて、さらには、それを行動に移していくことが必要じゃないかと思っております。

人材の育成の取組につきましては、先ほど担当室長のほうからいろいろと御説明を差し上げましたけれども、とはいえ、人を育てるというのはなかなか一朝一夕に成し遂げられるものではないのかなと思っておりますし、また、時代の変化とともにこれが最終形だというものも多分ないだろうと思っております。したがって、これから引き続き社会の変化を見据えて、そのとき、またこれから先、職員に求められる資質とか能力とは何ぞやということを常に追求めていくということ、それから、職員一人一人の持つポテンシャルを、それで最大限引き出せるように取り組んでいくということが大事なかなと思っております。またあわせて、そうした多様な職員がそれぞれの特性とか能力を生かして活躍できる職場、また、地域課題に柔軟にかつ迅速に対応できる時代にふさわしい組織づくりにも取り組んでいければと思っております。

以上でございます。

○木原委員Ⅱ それでは、皆さんおはようございます。こんにちはこの時間か分かりますけれども、ただいま、いわゆる語りのプロの一ノ瀬委員の後ですから、すみません、こういう声で大変申し訳ございませんけど、滑舌とか、お聞き苦しいところがあるかと思えますけれども、お許しをいただきたいと思いますと思っております。

ぱつと入ってきたら高塚局長と横尾政策統括監のお二人が前に座っておられて、本当は県土整備部なのかなど。しかし、それだけ県庁というのは多様な人材がいっぱいいるんだなと思って感心しております。ぜひお二人とも頑張っていたいただきたいと思っております。

それでは問い一、早速国への政策提案について質問をさせていただきたいと思っております。

今年も政策部から教育委員会に至るまで百三十五項目の政策提案をされております。本当に御苦労さまでした。お疲れさまでございました。

政策提案というものは、私は国へ佐賀県の考えとか意見を届ける、いわゆる国の施策へ反映してもらうため、これは長年にわたって実施をされているものであります。いずれの政策提案も佐賀県にとって重要なものであるということはお互い共有できるものと思います。政策提案が実を結ぶようにするためにはどういう体制で活動するのかといったことを含め、政策提案をより効果的なものにしていく必要があると考えておりますので、以下質問をさせていただきますと思っております。

まず、政策提案の実績でございますが、最近三カ年、いわゆるコロナ後の知事提案について、誰が誰に対して政策提案を行ったのかということを、政策総括監、お願いいたします。

○藤崎政策総括監Ⅱ 知事政策提案の三年間の実績についてお答えいたします。

まず、令和五年度ですけれども、知事が関係部局長とともに、七つの省庁の政務三役をはじめとする八名、具体的に申し上げますと、副大臣が二名、政務官が二名、長官が一名、事務次官が二名、主計局長が一名の八名と公明党の政調会長、計九名に対して提案をいたしました。

そのうち一部の提案先で県議会の大場議長、坂口副議長、県選出国會議員、岩田議員になりますけれども、同席いただいております。

令和六年度になりますと、知事が関係部局長と県議会の大場議長とともに、内閣官房のほか、九つの省庁の計十三名、具体的に申し上げますと、大臣三名、副大臣二名、政務官一名、長官二名、事務次官二名、技監一名、局長二名の十三名に対して提案をいたしました。そのうち、内閣官房のほか四つの省庁で、県

選出国会議員の岩田議員、古川議員、山下議員ですが、同席いただいております。

今年度になりますと、知事が関係部局長とともに、内閣官房のほか八つの省庁の十五名、具体的に申しますと、大臣五名、副大臣二名、政務官一名、長官一名、事務次官二名、主計局長一名、局長二名、次長一名になりますけれども、十五名に対して提案をいたしております。県議会、県選出国会議員の同席はございません。

以上でございます。

○木原委員Ⅱはい、ありがとうございます。

私も資料を頂いておりますので、大体そういうことで回られたと、本当にお疲れさまでございました。後ほど質問もいたしますけれども、令和五年度までは議会側からは正副議長、そして令和五年度は、いわゆるコロナ明けてからでも正副の委員長八人、計十名同行しているわけですが、令和六年度になって大場議長だけ。令和七年度は、これも御案内したのは議長だけということで、なぜこういうふうになったのかなということは後ほど聞かせていただきます。

その前にまず、県の国会議員との連携、これは大変重要なものであると思っています。これも今年はゼロということで、えっと思ったわけですが、大変残念なことでありますが、このことについてお聞かせをいただきたい。

県選出の国会議員は県や県民の声を国政に届ける役割というものを担っております。県選出国会議員とも連携することで、さらに効果的な政策提案ができると思います。私自身も国会にも行きましたし、まさしくそういう危機感を伴った話でございます。

それで三点ほどお伺いいたします。

まず一点目として、県選出国会議員との連携の意義、必要性、こういったも

のをどういうふうに考えておられるのかということをお伺いします。

○藤崎政策総括監Ⅱ県選出国会議員との連携についてお答えいたします。

県選出国会議員は、国政の場で政策決定に携わられていることから、提案活動で連携することで政策提案がより効果的になるものと考えております。

以上でございます。

○木原委員Ⅱあっさりとした答えでありがとうございました。

それでは次に二点目ですが、政策提案内容の事前の説明、これをどのように行っておられるのか、また、その結果というものはどうだったのかということをお聞かせいただきたいと思います。

○藤崎政策総括監Ⅱ県選出国会議員への事前説明と結果についてお答えいたします。

令和五年度からは提案日の前日に、政策部長、総務部長をトップとする二班体制において各議員事務所を訪問いたしました。県選出国会議員へ個別に説明を実施しているところでございます。

これは従前、政策提案当日の朝に行政懇談会を実施しまして、県選出国会議員に対して提案内容の説明等を行っていたところですが、国会議員のほうから、党派が異なる議員が一堂に会することで限られた時間で率直な意見交換ができませんとか、部局長等が個別に説明してくれればいいのではないかといったような御意見もあつたことから、コロナ禍を経て説明方法を見直したものでございます。

令和五年度、令和六年度につきましては、県選出国会議員七名全員に直接、提案内容を説明させていただいております。

令和七年度、今年度ですが、四名の方には直接説明をさせていただきましたが、二名の方、福岡議員と山下議員になりますけど、公務等で不在であつたため、秘書の方に説明をさせていただいております。

結果につきましてですが、県の提案に対する御理解や応援をいただくことが多いですけれども、今年度は提案内容を報道で先に知ったですか、早期の情報提供ができないかといった御意見もあつたところでございます。

以上でございます。

○木原委員Ⅱ以前は確かに前日に懇談会と称して、代議士、そして、我々も正副議長のとときとか委員長のときとか一緒にやっていました。コロナというものを経てこういう形になったと理解していいのかなと思いますけれども、令和五年度はちゃんとやっておられる。そういうことで、皆様方に入ってくる声と直接我々が国会議員から聞く内容とはやっぱり若干そこがあるんですね。特に自民党というのは、御存じのように、朝食会というのを毎朝やっておられます、そういう大変多忙な中で急遽集まってくれ、そして、それぞれに先輩方が出かけている中で若い人たちが残って、野党の方々と一緒になると、ベテランがそろってらっしゃいますので、なかなか意見も言えないこともあつたとか、そういういろんなことで懇談会をやめていただきたいみたいな話があつたのかなとは思いますが、やはりその辺はきちっとつないでいただくような、そういう形になっていただければいいかと思えます。

そして、事前に聞いていないというような話も若干私の耳には届いておりますので、次に移りますが、県選出国会議員との連携をスムーズに図るには、政策提案の内容について、いわゆる直前に情報提供をするだけでは私は十分ではないと思います。政策提案の内容を、やはり直前では駄目だと思うんですよ。先ほど政策総括監が言われました、聞いていないと、そういうことがやっぱりあつちや駄目なんですよね。そういうことで、現状の情報提供の方法、これを詳しく教えていただきたいと思っております。

○藤崎政策総括監Ⅱ県選出国会議員への情報提供についてお答えいたします。

現状では、県選出国会議員への提案内容の情報提供というのがプレスリリー

スの後になっております。その上で政策提案の前までに説明を行うというスケジュールで現状やっております。

ただ、そういった御意見もあつたことから、今回の御意見を参考に、今後の国会議員への情報提供のタイミングについては検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○木原委員Ⅱありがとうございます。これから検討していただくということでぜひお願いいたします。私に届いた声では、やはりプレスリリースの前に聞いておかないと、各省庁から、これは説明の時、調整のとき言ったんですけれども、代議士、聞いていましたか、特に役職を持っている人たちなんかは、そういうふうに言われると、いや、そこで聞いていないというふうには言えないんですよね。やっぱりしっかりと事前にプレスリリースの前に言っておかないと、実はこういうことが本当に大事なんですよ。というのは、省庁の方々、やっぱり分かるんですよ。じゃ、県と代議士とは意思の疎通がうまくいっていないんじゃないかと、佐賀県はどうなっているんだというふうにはやはりクエスチョンマークがついてしまうと駄目なんですよね。

そのところを先ほど私が言いましたけれども、永田町に行かしてもらったときには、本当に繊細に、詳細にそういうところを詰めて、そして、敏感に動いていました。そういうところをやっぱり気にする人が結構多いんですよ。そういうところは、政策部長、やっぱり来年からは、今改善するというような、そういう検討をしたいということですから、ぜひやっていただきたい。

本間に今度の参議院選でどうなるか分かりませんが、やはりちゃんと今まで政権を担っていた自公、こういう先生方にはきっちりとお話をしていただいて、もちろん野党の方々と言うと失礼ですけども、ここにおられる立憲の先生方とかにも本間にプレスリリースの前に、プレスの方には申し訳ないんで

すけど、しっかりと説明をお願いしたいということを申し添えておきたいと思っています。

次に三番目に、県議会との連携ですね。

私思うに、よく本会議場でも二元代表制で県政の両輪の片方を担う県議会も連携して、県政を担うという言葉がよく出てきますよね。そういう県議会も連携して政策提案するということは、私は大変重要なことだと思っています。新型コロナウイルスが発生してから、県議会との連携が薄くなってきているんじゃないかなと。これは省庁から言われたという部分もあるかも分かりませんが、やっぱりしっかりと二元代表制で一枚岩になっていると、執行部と国会と我々、二元代表制で、オール佐賀という形でやっているんだということをしっかりと省庁に見せないと私はいけないと思うんですよ。

なぜこういう質問を私がしているかというと、実は政策行政懇談会というのが平成十七年度から始まったんですよ。これは原口元議長の時でした。新しく始められました。というのは、以前もあつたんですけども、国会議員と、そして皆さん方と、そして、以前あつたときに、どうしても国会議員と正副議長と県とは、やはりもう一つ、昔でいうと、味の素じゃないですけど、そういったものをかけないと、ぴりっとしないと、原口さんはずっと長く国のほうにおられましたので、そういうやはり勘といいますか、そういうものが働かれないと思います。

原口さんの時代、平成十七年六月七日ですけど、そのときに初めて実は正副議長プラス正副委員長を連れて政策提案をされているんですね。その次の議長が石丸さん、次が留守さん、次が石井さん、そして、その後は実は私でしたけれども、省庁に行くと、当然、時代は変わっているかも分かりませんが、我々県議員も行くと、言い方は悪いですけども、我々もいろんな形の中でつながっておりますので、省庁の方がぴりっとされるんですよ。そのとこ

ろをやはり原口さんも感じられて、正副委員長まで連れていこうと、議会の数を少し増やそうと、そういうことで始められたということ。その歴史というものを皆さん方ぜひお分かりをいただきたいと思っています。そういうことでこの質問をさせていただいております。

そこで一点目ですけども、時代の変遷というものがありますが、県議会との連携の意義、必要性というものを現時点の執行部ではどう考えているかということをお伺いいたします。

○藤崎政策総括監〓県議会との連携についてお答えいたします。

執行部の提案活動に県議会から同行いただくことで、国に対しては、県と議会が連携をしているですとか、佐賀県としての一体感をアピールできる、そういった効果があるため、意義のあることだと考えております。

以上でございます。

○木原委員〓意義のあることであるならば、また元に戻していただいて、ぜひ充実を、やっぱり正副委員長になって同行することで勉強にもなるんですよ。そして、新たな力といいますか、県のために、県民のために、私もしっかりと頑張ろう、僕も頑張ろうと、そういうものが湧いてくるわけですから、県議会との連携、二元代表制、そしてオール県庁、オール佐賀という、そういうものを強めるためにも、今の言葉、ぜひ実行していただきたいと思っています。

そして二点目、それでは、最近三カ年の県議会への説明、協力依頼、この状況を簡単にいいですから説明してください。

○藤崎政策総括監〓県議会への三カ年の説明状況についてお答えいたします。

まず、県議会への説明についてですが、プレスリリースをする前に、議長、副議長に對しまして、提案内容について直接説明をさせていただいております。その後、全議員に對しまして、政策提案の項目についてメールでお知らせをしまして、提案書については机上配布を行っております。こちらもプレスリー

ス前に情報提供を行っているところでございます。

次に、県議会への協力依頼ですが、県議会に対しましては、提案活動への同行の協力を文書で依頼しております。令和五年につきましては、議長、副議長に対して依頼を行いました。令和六年以降については、議会の代表者として議長宛てに依頼をさせていただいております。

以上でございます。

○木原委員 令和五年度、令和六年度からそういう形の中で、代表者である議長のみに依頼を出しているということですが、そういったふうにした理由とこののをちよっと伺いさせていただきたいと思っております。

○藤崎政策総括監 議会への通知の宛名の変更の理由についてお答えいたします。

まず、少し前から経緯を説明させていただきますと、令和二年度、新型コロナウイルスがはやった時期からちよっと遡らせていただきますけれども、令和二年度から令和四年度にかけてはコロナの影響もありまして、執行部側も人数を絞ったり、年度によっては郵送提案を行ったりというふうにして政策提案を行ってまいりました。議会の動向についても、議長、副議長に絞って依頼をさせていただきまして。令和五年度になりました。新型コロナウィルス感染症が五類感染症へ移行しましたため、コロナ禍前の体制に戻しまして、議長、副議長については知事提案への同行、正副委員長については部局長提案への同行を再開いたしました。

しかし、コロナ禍を経まして、省庁側からは引き続き少数人数での提案活動を求められたことですか、省庁側のセキュリティ強化などもございました。そのため、令和六年度以降は、政策提案の同行者については、できるだけ人数を絞る必要があったため、知事提案のみ、議会の代表者として議長に同行をお願いした次第でございます。そのため、正副委員長にはお願いをしなかったと

いう状況でございます。

以上でございます。

○木原委員 実はそういう理由ですよね。いわゆる令和五年度までは先ほど言われたように、ある程度やった、コロナが明けてからということですが、令和六年度、令和七年度、省庁からの依頼というか、お願いもあつてということですが、私が聞くところによると、やっぱりそれはそれとして、そういう形でやっているところもあるけれども、本当に真剣に、特に佐賀の場合、国策で向き合わなきゃならない問題がたくさんあるんですよ。他県の、たくさん首長さんたちを知っておりますけれども、他県の人たちは、やっぱり、先ほど言った県、そして、正副議長、議会、一緒になってやっぱり来ていると、佐賀県は何をやっているんだみたいな、省庁から逆に言われるときもあるんですよ。本気度をはかる、我々はそのではかることもあるので頑張ってくださいと逆に言われることもありますので、やはり再考をお願いしたいと思っております。

私が言わんとすることは、皆さん方、御理解をいただけたと思いますので、繰り返し申し上げますけれども、やはり我々は、皆さん方、執行部と我々は二元代表制ということで考えております。そういう意味から、例えば、昔は係長さんまで行ったという時代もありましたよね。それであんまりぞろぞろ行っているような節があったのでということも聞き及んでおりますが、そこはそこで、執行部のことは僕もよく分かりませんが、やはり議会は正副議長プラス正副委員長、計十名、これを必ず政策部長、来年からはやっていただきた、ぜひお願いをしておきます。

それでは、次の政策提案の内容ということであります。

先ほど言いました百三十五の提案項目の中に、ちよっと一点だけ気になる点があつて申し上げますが、いわゆる「政治分野における男女共同参画の推進」という項目であります。これは昨年、令和六年度が新規ということで、これも

知事提案ということでもって行っておられます。ここに令和六年度と令和七年度の違いがありますけれども、ほとんど変わっておりません。変わっているのは、「参考国フランスの県議会議員選挙『パリテ二人組投票』」というやつと、「導入時の懸念」、「導入後の成果」という、懸念と成果が入っている点だと思えますけれども、いわゆる「政治分野における男女共同参画の推進」というこの政策提案の趣旨、これをまず聞かせていただきたいと思います。

○藤崎政策総括監Ⅱ政策提案の趣旨についてお答えいたします。

まず、今回の提案ですが、政治分野における男女間格差の解消に向けて、例えばクオータ制など、実効性のある取組の検討が必要ではないかという趣旨で提案をいたしました。

「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」には、議員選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等になること、また、国、地方公共団体の責務として必要な施策を策定し、実施する責務を有するなどが規定されてございます。一方、法律が制定されても現状は異なることから、問題提起という観点から政策提案をしたものでございます。

なお、フランスの県議会を事例として提案書に記載したのは、県議会選挙ということに着目したのではなく、ドラスティックな改革をして成果を上げた事例として、誰にとっても分かりやすい事例であったということから参考にしたものでございます。

以上でございます。

○木原委員Ⅱありがとうございます。私は、いわゆる女性の政治への参画というのは大いに結構だと思っております。私も女の子三人の親ですから、うちの子供たちはそういうところには絶対行かないと思いますが、私を見ているから女性の政治参加というのは本当に大いにやっていたが僕はいいと思うんです。だから、この政策提案について云々と言っているんじゃないですけど

も、これは勉強会するときも指摘しましたけれども、やっぱり文言なんですよね。「制度導入時」、令和六年度はそうなっている、令和七年度は「制度導入時の懸念」、これは両方とも読みますよ。懸念の部分で、「むやみに女性を増やして政治の質を下げる」、「立候補できる女性が少ない」、ここはいいんですけど、「むやみに女性を増やして政治の質を下げる」と、この言葉をもって知事が政策提案をするという、そこはかなものかと私は思います。

これは私、どこから出ているかと僕も確認をしました。そのとき、そこにはいわゆる発案者のコメントということで、こういう文言が載っています。これをそのままあなた方は引用されたとは思っております。しかしながら、その発案者のコメントを引用して、このまま載せて知事に持っていかなさるというのは、本当にいかなものかなと。やっぱりびっくりしますよね。むやみに女性を増やして政治の質を下げるなんていう言葉は、これはやはりこの提案時、精査した時点でこの言葉が不適切であるとか、違和感はなかったのかということをちよつと再度伺いさせていただきますと思います。

○藤崎政策総括監Ⅱ政策提案の中身についてお答えいたします。

まず、こちらに記載しています懸念と成果については、フランスの事例を参考にしておりますので、その部分を取ってきたということでございます。

これをそのまま記載することについてということですが、フランスの県議会での御意見であり、もともとこういう懸念があったことが、女性が多く投票することで政策的に充実した効果になったということなので、これを記載することについての問題点はないと考えております。

以上でございます。

○木原委員Ⅱやっぱり完全な見解の相違だと思えますね。私はフランスにはあまり行ったことがないので、よく分かりませんが、そういうお国柄というのがここに出ていますが、今、確かに日本でもいろんな問題が出ております。

分からないではないんですけれども、古いと言われればそうかも分かりませんが、私は政策総括監、これはそのまま載せるというのは本当にいかがなものかと思えますよ。もうちょっと、失礼な言い方ですけど、その県議会の発案者が言ったことをコピペされているということでしょうけれども、私が言いたいのは、この言葉を持って、知事が省庁に向くということなんです。ああ、佐賀県はこういうふうにいるのかというふうに誤解されると困るんじゃないかなと思います。多くは言いません。言ってもまた見解の相違になると思いますので、ぜひそのところはもう一遍皆さん方で話し合いをしてください。トップが、いや、これでいいよという形になればそのままなのでしょうけれども、やはりこういう意見があったよということは皆さん方ぜひ持ち帰ってお話し合いをしていただいて、本当に皆さん方だけじゃなく、いろんなところに聞き及んで、こんな言葉でよかったのかなと、いわゆる第三者の御意見なんかも聞いていただきたいということを申し添えて、この質問は終わります。

そして、よりよい、それから今後の政策提案ですね。とにかくこの政策提案というものは、私はやめられないし、必ずやらなければならない、そういうふうに思っていますので、いわゆる県や県民の声を国政に届ける役割を担っているわけですから、県議会、県出の国会議員の皆さん、そして二元代表制で県政の両輪の片方を担う県議会と我々連携しながら、オール佐賀で取り組んでいかなければならぬと考えておりますけれども、今後の政策提案をどのように進めていくのか、政策総括監、どうぞ最後を締めてください。

○藤崎政策総括監〓今後の政策提案についてお答えいたします。

政策提案は、現場での問題意識ですとか、国全体を俯瞰する視点等を取り入れた内容となっております。国の施策として取り組んでいただきたいことを提案しているものがございます。執行部だけでなく、県選出国会議員、県議会と連携することは、佐賀県が一体となって提案を行っていると受け止めていた

だき、より効果的な提案につながるものと考えております。また、特に県選出国会議員は国政の場で政策決定に携われていることから、提案活動で連携することで政策提案がより効果的になるものとも考えております。人数制限の問題ですとか、スケジュールをどうするかといったような問題もありますけれども、こうしたことを念頭に置きまして、来年度に向けて、よりよい政策提案を実現するために、より効果的な方法を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○木原委員〓この問題は政策部長には聞きません。政策総括監ありがとうございます。今言われたようなことをぜひ実現していただきたい。そして、本当によりよい政策活動、政策提案になるように、それこそ僕はいつも言いますが、県民の血税を使って、県民の皆さんのために行くわけですから、よろしくお願い申し上げます。

○中村委員長〓暫時休憩します。十三時をめどに委員会を再開します。

午前十一時五十分 休憩

午後一時 開議

○徳光副委員長〓これより委員会を再開します。

休憩前に引き続き質疑を行います。

○木原委員〓皆さん、引き続きよろしくお願いをいたします。

早速第二問目に入っていきます。県立大学についてでございます。

実は大学進学者の県外流出防止ということを挙げておりますけど、先ほども一ノ瀬委員から御質問があっていましたが、県立大学が確かにああいいう形で盛り上がっていることも事実でありますし、実は何カ月か前に令和六年度の出生率が出ました。全国六十八万六千六十一人、実は全国で七十万人を切っているわけですね。衝撃的でした。そして、佐賀は何と五千人を切っているわけです。四千八百二十四人。本当に私の周りではこういう数字を見て本当に大丈夫なのかという話を持ってこられる方がたくさんおられます。

まだ新しい数字出ていませんけれども、二月の議会でも質問しましたが、まだ賛成が四七％、これは山口学長予定者も四七％はいいい数字だとおっしゃっておりますが、佐賀に目を落としてみますと、質問聴取担当の島松さんが取ってくれましたけれども、二〇二四年がさっき言いました四千八百二十四人、そして、遡ること六年前、二〇一九年、令和元年、これは実は六千人を上回って六千二百三十一人。皆さん方すぐ計算できると思いますけど、この差が千四百七人。六年間で生まれてくる子供の数が既に千五百人にならんとする数が減っているわけですね。

そういうのを見ると、やっぱり県民の皆さん方の御懸念というのも分かんないなと。それで、そういう方々もいらつしやるということでありますので、私もそちらの皆さん方のお声をやっぱりきちんと届けたいいけないということとで質問したいと思えますし、出生率とか合計特殊出生率とかいうのは、いつも県が言われるように、確かに出生率なんかは上位で全国順位七位、

合計特殊出生率は六位で一・四一。一・四一というのは一足す一が二になっていないんですね。これは本当に残念な結果ですけども、やはり毎年減っている。

そして、今年生まれた子供たちが十八年後、いわゆる大学に入るとき、これは全国平均で年平均の三・五％、国全体の過去の十年間で割ると大体三・五％減少していくと。実は佐賀県だと四・二％になっていますけども、その三・五％を四千八百二十四人に掛けると、何と二千五百七十五人になるんですね。十八年後はそれこそ今のまた半分。そういうふうな数字になっています。

だから、本当によっぽどしっかりやっていかないといけないし、そして、何よりも、先ほど言いました四七％の賛成しかない、それこそ県を挙げてやりたい、取り組みたいという事業はやっぱり県民の皆さん方ほとんどが一緒にやりましようよという機運を醸成していかなきゃならないと私は思っておりますけど、その努力がやはり足りない、私はそう思うんですね。それはやっぱりしっかりやっていかなきゃ、皆さん方ね、その努力が足りない。是々非々という立場で私は質問をさせていただきたいと思っております。

先ほどの質問は、この辺の、それこそトプランナーとしての質問だったと思います。私はどうしてもそういう方々の声を聞くと、そもそも論といいますか、もう一回原点に返ってという質問にどうしてもなってしまう。

ということで、令和五年二月に基本的な考え方が示されたわけでございますけれども、その中で「大学進学時の県外流出防止」と「地域産業を担う実践的中核人材の育成」というのが実はこの基本的な考え方に記されております。しかしながら、その目的に対して肝腎の目標というものが示されてはおりません。私は、一般的にある政策目標を達成するためには、その目的に関連して、この部分の水準をこういうレベルにしたいとか、あるいはこの数値をここまで持っていきたいという目標を設定して、その目標を達成するために有効ないわゆる

手段、つまり、事業を費用対効果、BバイCを図りながら企画していくものと、そういうふうに通じております。

この県立大学構想の場合は、政策目的は示されているものの、その目標を示さないまま、その手段として県立大学を設置したいということに私はどうしても結論づけられているんじゃないかなというふうに通じているわけですが、これは非常に不可解なことであると。そういうことで、目標が定まっていなければ、どのような手段、あるいは事業が必要になるかは、私は検討できないんじゃないかなというふうに通じております。

例えば悪いんですけど、魚がそこに十四いると、これを取るのと、じゃ、もっと大きく海に出て十万匹取ろうと、そのための手段というのは、皆さん考えると、全然異なるわけですよ。そういうことを考えると、やっぱりおかしいなど私の頭の中にはあります。

つまり、県外流出をどの程度にすれば県外流出が止まったと考えられるのか、どの程度の卒業生が県内企業に就職すれば地域産業を担う人材を育成していると考えられるのか、そこが県として定まっていなければ、どのような手段が必要なのか、あるいは妥当なのか、検討のしようがないじゃないかというのが私の思いです。

そこで、次の点についてお伺いをさせていただきます。

大学進学時の県外流出防止の目標、現状毎年三千人、これは数値も出していただきました、令和六年で進学者数が三千三百五十九人のうち県外進学が二千七百七十一人です。確かに約三千人ほどが大学進学時に流出をしていることは事実です。

ということですが、県としてこの県外流出をどの程度に抑えたいと考えているのか、まず、お伺いをさせていただきたいと思えます。

○中島政策企画監Ⅱお答えいたします。

まず、大学設置の目的、これは一つではなくて様々あるということでございます。

大学進学時の選択肢の確保、人手不足が続きます産業界など各方面におけます人材確保の対応、それから、大学間の連携ですとか、大学と産業界との連携、こういったことを重層化して、新たなサービスですとか付加価値などイノベーションを創出すること、こういった様々なことを目的としているところでございます。

その上で、大学進学時の選択肢の確保という点でございますが、委員からもありましたように、およそ三千五百人が大学に進学しておよそ三千人が県外の大学に進学しているという状況でございます。

今、定員を二百から三百というふうにしておりますけれども、そういった県立大学を開学して、仮に入学者の半数以上が県内出身で県内に就職するというところとだとしても、大学進学時の県外への流出というのはその数減るところで、流出の傾向自体は変わらないというふうに通じております。

つまるところで申し上げますと、佐賀県も大学の数が圧倒的に不足しております。ただ、現実に大学を新設するという際には、いきなりゼロから複数の学部を持つ大学をつくるということは困難だと思っております、今回、一部二百人から三百人の定員の県立大学の開学というのを提案しているところでございます。

以上でございます。

○木原委員Ⅱありがとうございましたというか、私が聞きたかったのは、県外流出をどの程度に抑えたいと、そういうことですけど、やっぱりなかなかその数字というのは出てこないですね。中島政策企画監が言われるのはよく分かるんですよ。もちろん今までもずっと何回も聞いてきたことです。しかし、私が言っているのは、じゃ、果たして県外流出をどの程度に抑えたいんだと。

その数値が見えてこないからちよつとおかしいんじゃないかと。その数値は出ないんですか。ちよつと確認のためにもう一回聞きます。

○中島政策企画監Ⅱ大学進学時の選択肢の確保というところにつきましての目標の数値はございません。

以上でございます。

○木原委員Ⅱやつぱりそうですね。その数値はないということですね。分かりました。

じゃ、次に行きます。県立大学が最適とした理由ということですが、ほかの手法もあるというふうに思っているんですね。いろいろ今まで我々、こういうこともあるんじゃないかということで質問してきましたが、じゃ、県外流出を抑えるためには、なぜこの県立大学設置がいわゆる最適解と判断されたのかどうかということもお聞かせをいただきたいと、お願いいたします。

○中島政策企画監Ⅱお答えいたします。

まず、佐賀県におきましては、高等教育の分野ではかの県にない特殊な環境にあるというふうに思っております。全ての都道府県の中で比べましても、大学の数が二つということで最も少ない状況でございますし、加えまして、他県では標準となっております公立大学がないという状況でございます。

若年者の大学進学率、これは年々上昇しております。それに加えて、新たな時代に知識をアップデートしようとする社会人の学び直しといった点ですとか、あるいは自社の商品やサービス、こういったことの付加価値を上げるための産学連携、こういったのが当たり前になっているということと考えております。全国的に見て、大学の数が圧倒的に不足をしているという佐賀県の実況に強い危機感を感じているところでございます。危機感を持っているところでございます。

先ほど申し上げましたように、大学の設置の目的は一つではなく、多々あり

ます。進学時の選択肢の確保、産業界などの人材確保の対応などあります。今、私たちがほかの部局も含めまして、いろんな事業を考えております。例えば、私立大学の支援ですとか、奨学金の創設、そういったことで、一つ一つのことについて対応できるものもあると思います。そういったことについては事業化もしておりますし、予算化もやっております。ただ、それだけで構造的な要因を解消するのは困難というふうに思っております。大学という機能が圧倒的に不足しているといいます佐賀県が抱える状況、これを解消するためには、後ればせながらではありますが、他県で標準となっており県立大学の設置、これが最適というふうに判断しているところでございます。

以上でございます。

○木原委員Ⅱ今のは確認の意味ということですが、いわゆる大学の数が圧倒的に少ないと。二個しかないということですね。佐大と西九州大学と。そして、公立大学がないという、そういうことであって、県立大学が最適だと判断したというふうに理解をしておきます。これは何回も聞いていることですが、とにかくいろいろなことをやって、例えば、民業圧迫、それからリスキリング、学び直しについて、僕はいつか質問したけど、やつぱり佐大ですぐできることだと思ふんですね。佐賀大学をそういう形でやっていけば、今からでも学び直しはできる。それをあえて県立大学、あと四年後まで待つ必要があるのかなと。そういうふうにも思いますし、これも質問したけど、民業圧迫にならないようにしとってくださいよと。これもそういう中から出てきたのかなと思うし、奨学金支援制度も今度、企業から奨学金支援と。これも我々提案させていただいた、ただ、そういう形の中で、後追いという形で一つ一つそれをやっていかれるということはよく分かりますけれども、そういうものがさつき言ったように全県下の皆さん方に本当に届くようにぜひやっていただきたい。

そして、三番目に移ります。定数の考え方についてですが、今る言われた

このことに対して、僕は目標というか、それを聞きたかったんですが、出てこないんですが、入学者の定員を二百人から三百人と。これを妥当とした、いわゆる考え方、これをお示しいただきたいと思います。

○中島政策企画監Ⅱお答えいたします。

定数の数でございますが、申し上げましたように、圧倒的に足りていないというところがございますので、学部定員はできるだけ多くという思いはございますが、ただ、先ほど申し上げましたように、いきなり複数の学部を持つというのはもちろん困難だというふうに思っております。

他県の公立大学の学生数、最初つくるときにこのぐらいの規模でつくるという例もございましたので、そういったところを参考にして、この二百人から三百人というところを設定させていただいているところでございます。

以上でございます。

○木原委員Ⅱ他大学を参考にしてですね。初期投資の二百億円と、そういう数値も頭の中にあったのかと思いますけれども、最終的には他大学を参考にしてということでしょうか。

次に、地域産業を担う実践的中核人材の育成のほうに移っていきます。

地域産業を担う実践的な中核人材の育成についても、私から言わせると目標というものが示されていないんじゃないかと。

そこで、一点目ですけれども、県内企業の大卒者の採用状況ですけど、そもそも県内企業はどのくらいの大卒者を採用しておられるのか。そのうちの県内出身者の数、割合というものを再度示していただきたいと思います。

○中島政策企画監Ⅱお答えいたします。

県内企業の大卒者の採用の状況、このことにつきましてのデータというのはございませんでした。ただ、現状どうということかということで加えさせていただきますと、令和七年三月の県内大学の卒業生への県内企業の求人状況という

のを調べましたところ、佐賀大学におきましては、就職者七百四十九人に対して三千三百三十六件の求人。西九州大学は、就職者四百二十四人に対して八百五件の求人があつてございます。今、件数で申し上げましたけれども、一件当たり複数人数をというところもございますので、実際はこの件数より多い求人があつているところでございます。

そういったことございまして、県内企業の大卒者への求人ニーズ、これは高いというふうに言えると思います。

加えまして、令和五年十二月、それから昨年、令和六年九月に経済界から要望書が出されております。それを見ましても、人手不足の解消につながる人材確保の推進というのも求められておりまして、それは引き続き重要課題というふうに認識をしております。人口減少局面というのは変わることはないというふうに思っておりますので、今後もこの状況は続いていくというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○木原委員Ⅱ委員長、すみません、ちょっと私、聞き漏らしたかも分からんですけど、今、佐大は求人数を言われましたよね、求人状況。令和七年三月、今年の三月、七百九十四分の三千三百三十六というふうに言われましたね。（「七百四十九」と呼ぶ者あり）七百四十九ですね。これはいわゆる県内からですか、この三千三百三十六というのは。県内からそれだけ来ているということですね。西九州大学も四百二十四に対して八百五来ているということ、その理解ですね。分かりました。

とにかく今は売手市場ということで、そういう形になっていっていると思います。で、この数が歩留まりですよ。歩留まり、そこまでは調べている。これだけ求人数が来ていて、佐賀県内にどれだけ就職してくれたのかという数字は持っていますか。

○中島政策企画監Ⅱ今の県内での就職者というところていきますと、佐賀大学で百八十人、西九州大学で百六十五人ということでございます。

以上です。

○木原委員Ⅱそうですね、やっぱりね。佐大で二百人切って、百八十人、西九州大学で百六十五人か、三千三百三十六人ある中で百八十人、ほとんどの方は七百四十九人ですから、やっぱり県外に結構出ていますよね。ということになるよね。

これは全体的にすると、そうなると出口戦略も考えないといけないよね、きちっとね。県立大学をつくるに当たっては、我々が言っているように、やっぱり受け皿というものを、最後に聞こうと思うけど、ファンド等々を今度やろうとされていますけれども、今はいい、確かに景気がよくてね。これから本当にトランプ関税とか、いろんなイスラエルとイランの戦争とか、一応今のところは停戦しているけれども、本当に世界情勢が戦後八十年たつてどうなるかわからない中で、今までみたいな売手市場ばかりという時代は来ない。やっぱり就職氷河期というのがまた来る可能性はありますよね。そういうときに備えて、しっかりと県内の出口戦略、受け皿を、それは今からつくっていく中で企業といろんな連携をしながらやっていくというふうなことだと思うんですけど、そこをしっかりとやってもらわないと本当にいけないのかなと思います。

で、これも僕はちよつと聞き漏らして申し訳ないんですけど、そのうちの県内出身者の数というのを、再度その割合というのをちよつとごめんなさい、確認でもう一回教えてください。

○中島政策企画監Ⅱ今、県内就職者の数でよろしかったでしょうか。（「いや、出身者。採用してもらっている、県内で就職した数のうちの中に県内が何人いるのかという、そういう把握はされていますか」と木原委員呼ぶ）最初に申し上げましたが、そのデータ自体は存在がないということです。していないです。

以上です。

○木原委員Ⅱそういうこともこれからぜひ取ってください、佐大と合わせて。

いやいや、本当本当、そういううーんという顔じゃなくて、やっぱり佐大と連携しているどうのこうのとよく言われますが、西九州大学も今度三億円という予算計上もされていますし、じゃ、県内で働いて、いわゆる採用していただいた子供たちが、学生さんたちが、そのうち県内出身者は何人いるのか。その割合は何人、どれぐらいなのかというのは、私は非常に重要な数字だと思いますよ。そこがないというのはやっぱりいけない。早速、佐大、西九州大学に行つて、ぜひ調べとってください。お願いいたします。

次に行きますけどね、ないなら仕方ないので。

それから県立大学の卒業者の県内就職の目標ですよね。県内出身者の数、割合がない中で、この質問ってちよつとどうかなと思うけれども、じゃ、あなたたちは県内に何人ぐらい卒業者、いわゆる県立大学の卒業者二百人から三百人のうちの何人ぐらいを県内の企業に就職をさせよう、してもらいたいと思つているのかということをお伺いします。

○中島政策企画監Ⅱお答えいたします。先ほどの答弁の補足をさせていただきます。

まず、佐賀大学につきましては、そもそも県外の出身者の方が多いところで。およそ四分の三は県外の方が入学しているという状況でございます。その中で、卒業時に佐賀県出身者がどのくらい県内に就職しているかといいますと、県内出身者でいきますと二百三十二人が就職していて、そのうちの県内就職者百三十一人、割合にしますと五六・五％になりますが、そのぐらいがということでございます。県内出身であることというのも重要な要素だと思っております。

県立大学、半分以上は県内からと思っておりますので、そういったところか

らいくと、おのずとというか、県内の企業に興味を持っていただけの学生も増えていくというふうに考えているところがございます。

お尋ねのところでございますが、県内の就職率、そこを上げるということだが目的ではないというふうには思っておりますけれども、今ほかの公立大学の状況を見ますと、同一県内の就職率は大体四一％、過去の状況を見ましても大体四〇から四五％で推移しているところがございます。

県立大学におきましては、実際、午前中の答弁を申し上げましたけれども、課題解決型学習の中で県内様々なところで課題解決をするというところで、企業を知ってもらうという機会も増やしたいと思えます。

キャリアセンター、就職の窓口も県が行っております就職支援と、そういったものと連携をして行っていきたいというふうに思っております、多くの学生に県内で働きたいというふうな思いを持っていたきたいと思っております。今の時点で具体的な目標というのがございませんが、今申し上げましたような他県の状況、これは上回るところというのを目指していきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○木原委員Ⅱ政策企画監ありがとうございます。

いわゆる他県の状況で、県内には四〇から四五％残っているということで、確かに午前中の質問にあったように、課題解決型学習というものを目指すキャリアセンター等々、それはよく分かります。そういう意味では、それもちよつと一つ気になったのが、たしか学長予定者の山口さんが、県立大学に入る数というの、私立、公立合わせて県内から七〇％みたいな数字は言わなかったかな、どこかの特別委員会では言わなかったかな。今五〇％というふうに政策企画監は答えたけど、どっちが本当なのか、ちよつとそこだけ確認。

○中島政策企画監Ⅱお答えいたします。

先ほど答弁差し上げましたのは、県立大学の卒業者が県内の就職にどのぐらい行くかというところでございます。特別委員会でも山口学長予定者がおっしゃったのは、県立大学の入学者の割合の話で、県内出身者は六割から七割ぐらいになるのかなというところの答弁をされたというふうに認識しているところでございます。

以上です。

○木原委員Ⅱ分かりました。そしたら次に行きましょうね。

地域産業を担う中核的人材の育成の達成要件ということを伺いますが、県内企業全体で必要な大卒者を、県立大学の卒業生で埋めようと考えておられると思うけれども、足りない部分は必ず出てくると思うんですね。それでも足りない部分、そういったものはどのように埋めていこうと思っておられるのかというのを教えてください。お願いします。

○中島政策企画監Ⅱお答えいたします。

まず、県立大学の設置目的は、産業人材の確保のみならず多岐にわたるところではございますが、その上で申し上げますと、県立大学におきましては地域産業を担う中核的人材の育成、これは人材を育成するということをやっていききたいと思っております。

県立大学でございますので、県が持つ素材ですとかネットワーク、そういったことも活用いたしますし、県政の課題とその課題解決型学習というのをリンクさせるということもできるかと思えます。そういったことをやりながら、県立大学だからこその学びを実現して、実際人材を育成していきたいというふうに思っております。

加えまして、もちろん産業労働部が行っている事業、これも大切でございます。地場の企業が盛り上がったとか、ほかの地域から誘致企業に加わっていただくということもございますし、人材としてはUJIの方も関わっていただ

くということも大事です。そういった事業者、企業、あるいは人という中に混じり合って、県大の卒業生もそこに混じって、共に成長していくということが地域産業の発展につながるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○木原委員Ⅱ言っていることは分らんじゃないけどね。うーんという部分が、やり取りでもなかなか難しい部分があったからね、本当にこういうことをやりましょう、どんどん進めていきましょうという質問、答弁というのは本当にやりやすいんだけど、冒頭言ったように、四七％の人たちの声、そういうものをやっぱり私たちは同じ県民として伝えなきゃならない。そういう中で今質問しているんだけど、なかなかみ合わない部分があるなど、この質問をやっていると思いますよ。

まず、やっぱりなぜ目標がないのかなど。そして、政策目的として挙げているんなら、この程度にしたいと、そういったものがあつてしかるべきなのになとか、それから、実態も分からない中で、今おぼろげながら少し皆さん方がやっているけど、まず、私たちがぼんと出されて全く実態が分からない中で、政策提案というか、そういったものが、説明責任、政策立案をしたのかなという思いが、まだやっぱり今のやり取りでもなかなかすんと落ちない。落ちる方もいらっしゃるかも分からないけれども、私のここには落ちない、残念ながら。

本当に私が思うに、血税を払っていただいている、初期投資で二百億円という、その血税を払う県民の方々に對して、今の質問のやり取りの状況の中では、私自身説明責任を果たしていけないんじゃないかなと、本当に残念ながら私はそういうふうに思います。もつともつとこれから、一般質問というのは時間の制限もあるのでなかなか聞けないし、しかし、トップに聞けるという利点はありますが、この委員会というのは時間制限等はあんまりないし、そして、こうい

う細部をずっと聞けるという利点はあるけど、それでもなかなかやっぱりこの問題については難しいのかなと、そういうふうに思います。

それで、やり取りの中では出てこなかったけど、お伺いいたしますけど、政策評価担当の政策監さんはどなたですかね。政策評価担当の政策監さんはいらっしゃいますか。じゃ、ちよつとすみません、よろしいですか。あなたですね、違うでしょう。

○徳光副委員長Ⅱ座ってください。まだ質問されていないので。

○木原委員Ⅱいいんですか。じゃ、聞きますけど、県では政策評価の際に政策目標を数字で表すというふうにしていますよね。KPIとかそういう手法を使って、いわゆるこの県立大学の成果目標というのがどうなっているのかということをお教えください。今やり取りしていてなかなかすんと落ちないので、その部分をちよつと聞きたいなと思っています。

○佐保政策企画監Ⅱお答えいたします。

今現在、県立大学校につきましては設立ということを検討している段階かと考えておりますので、今、数値目標といったものは政策指標としてはないものと考えております。

以上でございます。

○木原委員Ⅱ佐保さんね、今度、次も聞くのにありがとう、ありがとう、突然で。

そういうことで、じゃ、佐保さんじゃなくて今度は部長ね、やっぱりトップに聞いておかなきゃいけないけど、数値目標というのがない、今やっている段階だからない。そういうのも分かるけれども、しかし、政策評価の責任者ですよね、あなたは、政策部長さんは。やっぱり政策評価においても、県立大学において数値目標というものを私は示していく必要があるんじゃないかなと、最初からそういうふうに思うんだけど、その辺のところの答弁をお願いします。

◎前田政策部長⇨県立大学に関して具体的な数値目標をということでの御質問でございますが、先ほど中島企画監のほうから御答弁申し上げたとおり、県立大学については様々な効果というものを期待しているものでございます。その一つ一つに具体的な指標を設けて、それを総合的に判断するということはなかなか難しい面がございまして、特にこの数値目標に関しては、例えば、福祉事業とか、こういう教育に関する事業というのはなかなか難しい面はあろうかと思しますので、何かほかの事業と同じように、具体的に何人を上回ればそれで達成とか未達であるとかというような評価というのはなかなかすぐわな部分があるのではないかと、このように考えております。

以上でございます。

○木原委員⇨執行部の考えではそういう考え。私はやっぱりきちつと成果目標というか、そういったものを出していく、数値目標、KPIというものを今皆さん方はやっていらつしやるから、と思うんですけど、ここはまた議論をしていきましょう。長くかかると思いますんでね。

しかしやっぱりね、突然の質問だったからそういう答えになってくるのかなと思います。目標数値もなければ数字も置かないというのははつきりしないなというのが今の私の心境です。

そういう中で、大学をつくりたいというのはよく分かる。大学をつくりたいと皆さん方が考えている。しかし、それはやっぱりね、トップが我々に示したように、公約という中で出してきたものに対して、これはもう仕方ないよね、皆さん方は、ある意味ね。その目標に対して突き進んでいるのかな。じゃ、そっちのほうであつて、県民の血税を使う、血税をいただいている県民のほうに向いているのかどうか。じゃ、それは今からやっていきます、今から詰めていきますという、本当にそれでいいのかなと私は思うんですね。

だから、最初に言ったように、大学が足りない、公立大学がない、そういう

ところを除いても、県民の機運の醸成というものがなかなか沸いてこないのは、私が今言った数値目標とか、そういったものがやっぱり示されていない部分にあるのかなと、そういう気がするんでね。右向け右というふうじゃなくて、やっぱりちゃんと議論を庁内でしながらも、よりよい方向に持っていかなきゃ駄目ですよ。皆さん方には、多分、恨まれると思う、常に恨まれていますけれども、しかし私は、そういうふう思う県民の代表である。四年に一遍、我々はきちつとそういう試練を受けてきているわけですから。特に佐賀市、佐賀市は今度県立大学があそこらでできるということもあつて、やっぱり市民の皆さん方の関心がある。あるからこそ、本当にやっぱりね、皆さん方が思うところと私が思うところをやっぱりもつと詰めていきましょう。はい。よろしくお願いします。もうこれ以上言いません。

それで次に、県民への周知、これはさらつといきますね。私、二月議会で御意見箱とか、それから、県民説明会というのを開催しないのかと――学長予定者の山口さんが、この前、唐津西高とか回つて、今度もいろいろやつて、そういう高校生向けにやっていたいていのは十分かっていますけれども、そして、各世代いろいろあるからSNSとか使つて今からやつていく、それも十分分かるけれども、やはり目安箱というか、意見箱というのは反対意見が結構入ってくるんです、原発でやつたときのよう。そういう意見も拾い集めて生かしていくということを考えにや、いや、やっていますよということになる、そういうことが来るかどうか分からんけど、僕には、うーんという気がするから、やっぱり反対意見も素直に聞いて、そして、それをどう県民に伝えていくかということはやっぱり必要ですよ。そのためには、県民説明会というのでもここでもう一回開かなきゃいけない。あと一回か二回ね、そういうふうに思いますけれども、いかがですか。

○中島政策企画監⇨お答えいたします。

委員、今御発言ございましたし、さきの二月議会でもそういう御発言をいただいたと思います。

県立大学の意義をどのように届けていくかというのは、とても大事だと思っております。そういうこともございまして、いろいろ考えております。来月にはシンポジウムを計画しております。県立大学の検討状況、山口リーダーが御説明するというのと併せまして、民間の方々とのパネルディスカッションなども行っていきたいと思っております。説明会という名称を使っておりますけれども、様々な場面でその検討状況をお伝えしているというふうに思っております。

引き続き、工夫をしながら周知広報していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○木原委員Ⅱぜひお願いいたします。何回も繰り返しますけど、やっぱり二百億円というのは、初期投資としては相当大きい額ですから、よろしく願います。

最後、ファンドの設置というのが突然、下田議員の質問のときに出てきたんですけども、えっと思つて、ああ、そういうことを考えているのかなということ質問しますけどね。

このファンド、どのくらいの額で、どのくらいの企業に参加してほしいと思っておられるのか、現時点ね。そして、いつぐらいの時期から始めようと思っておられるかということをお伺いさせていただきたい。よろしく願います。

○中島政策企画監Ⅱお答えいたします。

下田議員の一般質問、それに対する知事答弁の中で、ファンドについての発言がありました。それにつきましては、民間からの出資ですとか寄附、こう

いった受け皿を大学として準備しておくという趣旨であつたかと理解しております。額ですとか企業数というのをイメージしているものではございません。学生を応援したいという思い、そういう志のある方に協力をしていただければというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○木原委員Ⅱいわゆる企業版ふるさと納税とか、そういう形かな。クラウドファンディングとかいう形じゃなくてね。そういう形でイメージしておけばいいのかな。これからということですね。庁内で議論をしていくというふうに理解をさせていただきます。

県立大学については、これで終わります。もつと今からも議論を重ねていきましょう。

それでは問三、中核市への移行についてお伺いをさせていただきます。

私、先ほども言いました佐賀市の出身ですから、佐賀市の市長がこの前の新聞に中核市を目指したいと、山口知事はクエスチョンマークをされている中で、堂々とああいう形で言われたということに対して、やはり住民である私は応援をしたい、そういうふうに思っておりますし、このことについて坂井市長と全く話したこともないんですけども、市議会議員、私の同級生が今、中核市の特別委員長とかやっていますので、そういういろんなほかの議員にも話を聞いて、やはり中核市を目指したいという声が多かったので取り上げさせていただきました。

これは古賀陽三議員の一般質問で、保健所機能の市への移管、これを課題として挙げられた上で、県民、市民にどのように住民サービスの向上を図るのか、危機管理など多面的に、さらに議論を深める必要があると、引き続き佐賀市と意見交換をしたいと、そういうふうに答弁をしましたね。

そして、佐賀市が中核市の指定を受けるためには、最終的に、実は我々県議

会の議決が要るんですね。これが必要になるので、県議会としても、まずは概要、特例市というのもちよつとありましたけど、これも唐突だったんですが、中核市で二十万人以上、政令都市で五十万人以上、これくらいの数でこれくらいだということはある程度分かっておられると思うんですけども、本当に中核市というその概念、そういったものはどういったものがあるか、中核市とはどのような制度になるかというのを、まず確認のためにお伺いを、市町支援課長さんをお願いいたします。

○矢川市町支援課長 中核市の制度についてお答えいたします。

総務省によりますと、地方自治法に定められた都市制度の一つでございます。先ほど委員おっしゃったとおり、人口二十万人以上であることを要件に、県が行う事務を移譲し、できる限り住民に身近なところで行政サービスを行うことができるようにするものでございます。県から中核市に移譲される事務は、県が処理したほうが効率的な事務を除いたものとされております。

なお、委員おっしゃったとおり、市が中核市の指定を申し出る場合には、知事の同意と県議会の議決が必要となっております。

以上でございます。

○木原委員 ありがとうございます。そういうことですね。

それで以前、これも確認ですけれども、佐賀市が指定された特例市と中核市の違い、これはどういったところあるかということをもた聞かせてください。

○矢川市町支援課長 中核市と特例市の違いについてお答えいたします。

特例市については、県から移譲される主な事務につきましては、環境保全行政に係る事務と都市計画に係る事務でございます。一方、中核市には、特例市に移譲される事務に加えまして、民生行政に係る事務や保健衛生行政に係る事務などが移譲されます。

また、中核市になりますと、地域保健法に基づきまして、保健所の設置義務

が課されることとなっております。

なお、佐賀市は平成二十六年に特例市の指定を受けましたが、中核市の緩和要件に伴い、平成二十七年に特例市の制度は廃止されております。

以上でございます。

○木原委員 ありがとうございます。次に、中核市に移行していない県庁所在地ということで、これはすぐ出てくるんですけども、今、中核市がどれくらいあるのかプラスして、そして、近隣でこういうところがありますよというところをちよつとまたプラスして示していただきたいと思います。お願いします。

○矢川市町支援課長 中核市に移行していない県庁所在地について、まずお答えいたします。

佐賀市のほか、徳島市と三重県津市の三市が移行しておりません。ほかに、県庁所在地としましては山口市もございますけれども、こちらは人口要件を満たしておりませんので、中核市移行の対象外となっております。

その他の近隣ということで、中核市で申し上げますと、九州では佐世保市と久留米市がございます。

以上でございます。

○木原委員 ありがとうございます。今この三点が大体、中核市の概要だと思えますよね。これをもつと掘り下げて、やっぱり本当に我々知事の同意と議会の議決があるということは、もつともしっかり勉強していかなきやならない、そういうふうに思いました。

今、市町支援課長さんにある程度のところをお聞きしました。そして、もう一つ、中核市になることで、住民にとって一般的にどのようなメリットがあるのか、メリット、デメリット、どういう違いがあるのかということ、これも示してください。お願いします。

○矢川市町支援課長Ⅱ中核市の一般的なメリット、デメリットについてお答えいたします。

冒頭に申し上げましたように、住民に身近なところで行政サービスが提供されることで、身体障害手帳の交付に係る時間が短縮されるなど、行政サービスの効率化が図られることや、地域のニーズに応じて市が保育所や介護保険サービス事業者の許認可等を行うなど、行政サービスの充実が図られるといった効果が期待されます。

その一方で、保健所を新たに設置する場合には、建物や設備の整備に多額の費用が発生することや、専門的な知識やスキルを持つ人材の確保が難しい中、確保できなかった場合には、行政サービスの質の低下につながると一般的に言われております。

こういったことも踏まえまして中核市への移行を見送った市も幾つかございます。

以上でございます。

○木原委員Ⅱありがとうございました。

メリット、デメリットという形の中での質問でしたが、大きく分けるとデメリットをいうと財政、それと人材、いわゆる専門職の人材確保、こういうのがデメリットの大きなところになるということだと思います。メリットは言わなくて大体分かりますので。（副委員長、委員長と交代）

じゃ、いわゆるデメリットの財政負担、そして、専門職の人材確保ということと絞って聞いていきますけれども、財政負担というのは、佐賀市が中核市に移行することによって運営費の増加分については交付税で措置をされると、そういうふう聞いておりますけど、そのところをお示しいただきたいと思えます。

○矢川市町支援課長Ⅱ佐賀市の中核市移行後の運営費についてお答えいたします。

す。

普通交付税の算定におきましては、保健所運営を含めた中核市移行後の運営に必要な標準的な経費に見合うよう割り増しが行われるところでございます。

以上でございます。

○木原委員Ⅱありがとうございました。

インシャルコストは当然みんなかかるわけですけども、この運営費というか、この部分が今言われたように交付税で措置をされるということになれば、市議会の皆さんとかほかに聞いたところになると、さっき言ったインシャルの部分はそうですけども、極端な財政不足、財政負担が発生したというところはあまりないというふう聞いておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。それから、次に移ります。

もう一つ、デメリットでは大きな問題として専門職の人材不足というのが上げられると思いますが、どの都市でも獣医師とかが一番人材確保が難しいと言われていますよね。佐賀市の場合には保健師が約五十名、医師に関して人材確保はある程度賄えると、そのように聞いておりますけれども、ほかの自治体の例を見ると、やっぱり獣医師なんですよ。この確保で苦労されていると聞いております。例えば、後で出てくると思うんですけども、やっぱりみんなが言うには、豊中市は全国公募をして、獣医師に応募してこられる方は結構多かった。その理由としては、県で採用となると、佐賀県でも結構転勤があるけども、やっぱり佐賀市とか、豊中市とか、久留米市とか、そういう形になると市で採用されると、転勤が少ないというのは非常に大きなメリットだそうですね。応募してくる人たちに対してはそういうところで、結構思った以上に応募者があつたと聞いているし、そういう工夫次第でこの人材確保というのは、いわゆる専門職の人材確保はできるんじゃないかなと私は思っております。

ますけど、その辺のところをお示しいただきたいと思っています。

○佐保政策企画監Ⅱ佐賀市における専門職の人材確保についてお答えいたします。

最近は様々な分野で人手不足という課題に直面しております。公務現場における医師や獣医師などの専門職の人材確保については以前から大きな課題となっております。

県では、例えば、獣医師については、採用試験の複数回実施、また、初任給を引き上げるなどにより、人材確保に努めてきたところでございます。

佐賀市議会でも、中核市に移行するには専門職の人材の確保が課題であるという議論がなされています。本年一月には、先ほど委員のほうから紹介ありましたけれども、中核市の先行自治体である大阪府豊中市、こちらは平成二十四年四月に中核市へ移行しているというところでございますが、豊中市の職員を参考人として招致をされ、実情を聴取されております。

先ほど委員のほうからも御紹介ありました獣医師につきましては全国に公募をかけられたということですが、豊中市は転勤がないと、先ほどおっしゃったとおりです。転勤がなく、家族がずっとそこに住むことができるというところで、やはり生活の基盤をそこに置けるということが魅力だというような答えをされておりました。

工夫次第で解決ができるのではないかと御指摘でございますが、豊中の場合はまちの魅力みたいな感じで集まってきたようなところはあるかなと思っております。

中核市への移行に当たって、専門職の人材確保につきましてはやはり大きな課題であるというふうには認識しております。引き続き佐賀市において、課題の掘り下げ、また、採用策の検討などが行われるものと考えております。

以上でございます。

○木原委員Ⅱありがとうございました。るるお答えいただきまして、豊中市はそういう自治体、大阪市のすぐ上ですから魅力ある。佐賀市も魅力ありますよ。それは十分だと思いますので。それこそ空気がいいし。私、幼稚園のずっとPTAとかやっていたんですけども、佐賀市に住んでみて本当にいいなという人たちが結構多いんですね。あなただけ向こうに行ってくださいという奥さん方もいらつしたりしてね。そういう意味では、佐賀市のほうが来られる方は結構いるんじゃないかなというふうに思います。

そしてまた、私と議論した人が二人いますけれども、それこそ将来新幹線と来ると、もっと魅力あるということを付言して、これは関係ないことも分かりませんが、もっと魅力が出ると私は思っております。

次に、佐賀市への保健所移管であります。

平時は市民に身近な佐賀市が保健所業務を行って、有事の際は県がトップに立つて市と連携する、危機管理の対応を行う。これはまさしくこの間も「プロジェクトM」という形でやりましたよね。そういうふうにして、いわゆる有事のときはそれでやっていただいて、いわゆるトップダウンでいいと思うんですが、一方、他県の事例を見ると、保健所が中核都市に移行されてもコロナ対応がうまくいかなかったという例はないというふうに私は聞いています。そういう意味からしても、佐賀市に保健所を移管しても問題はないと思いますけど、そのところについてお示しをいただきたいと思います。

○佐保政策企画監Ⅱ佐賀市への保健所移管についてお答えいたします。

本県では、コロナ禍において、県が保健所機能を有していたからこそ全県的に情報を掌握し、全体像を俯瞰することが可能となり、戦略的かつ機動的な対応をとることができました。

県が一元管理する主な利点としましては、迅速に情報収集が可能であること、エリアをまたぐ感染経路の把握が可能であること、また、保健所管内ごとの傾

向もリアルタイムで把握することが可能であるということなどがございます。感染症対策などにおいては、できる限り情報を一元的に管理し、広域的にオペレーションしていくことが大切で、県が保健所機能を一元的に広域行政として所管していることは佐賀県の大きな強みとなっております。

こうしたことから、県から佐賀市に対して保健所機能を移管することは課題であるというふうに認識しております。

以上でございます。

○木原委員Ⅱその課題がよく分かるんですね。さっき言ったように、有事のときはそういう形でいいし、平時のときはコロナ対応を中核市に移行しても別に問題なかったというところもあるんです。ただ、これも思うんですけど、皆さん方は昨年十月から実務者会議、そのときは両方の、当時、県は平尾政策部長、向こうも市のトップが、あそこの市は政策何とか部長というんですけど――来られてやられた。それから、実務者会議、ワーキンググループを立ち上げてやりますといって十四回やられたということですけども、部長が出席する会議は六月から八カ月間にそれが一回もやられていない。いわゆるそれは移譲権限事務が千八百もあるから、やっぱり実務者会議、ワーキンググループとずっと詰めていかなきゃならない。それはそれとして分かるんですけど、私に気になるのが、そのときに当時の平尾政策部長が言われた、県が保険者機能を管理し、全県的に統一的な対応を取れたことがコロナ禍で機動的な迅速なオペレーションにつながった、こうしたことを踏まえ、意見交換ができたということ。これと、今度――これが十月十七日の地元紙、そして、五月三十日の地元紙にも、いわゆる知事は四月の会見で新型コロナウイルス禍を例に挙げながら、保健所機能の移譲を一つ上げ、中核市という表札だけならそれ自体――これはまた後で聞きますが、そういう表現をされています。いわゆる十月から四月まで半年たって、今度の古賀議員に対する質問にとっても、やっぱりそ

こだけがどうしても前に進んでいないんですね。なぜなのか。

私は支援すべきは支援しなきゃならない。というのは、県がやはり保健所機能をどうするべきか、ノウハウは持っているわけですから、本当に中核市に佐賀市移行をと思っているならば、あなた方が佐賀市に対してきちっと教示、いわゆる教えてあげるべきですよ。それをやらない限り、いつまでもそういうことを、保健所業務がどうのこうのと言っていたら、これは二年たっても三年たつても中核市には移行できない。それを何でそれだけのためになのか。私はこれを質問しようと思ひ勉強させていただくにつれ、自分の頭の中でクエスチョンマークが大きく膨らんできた。何でここだけのためにいつまでも議論をしていくんだと。ワーキンググループで千八百の権限移譲の部分を詰めていくのはよく分かる。しかし、それをやっていく中で、最終的に保健所業務があるから駄目だということになったら、じゃ、いつまでたつても中核市には移行できないんじゃないかと。

佐賀市長がそれに対して中核市は必要だと堂々と言った、そのことに対して、私は県庁所在地の二十万人を超している佐賀市長としては、私は市民の代表として頑張ってくれたなという思いがあつて、今質問をしております。

そういう意味で、いわゆる私が言った保健所のノウハウ、こういったものを丁寧に、あなた方が市に教示、教えるというか、そういうことが最大の支援策になると私は思うんですけど、その部分についてはどうですか。

○佐保政策企画監Ⅱ保健所業務を丁寧に教示するということについてお答えいたします。

本年一月ですけれども、佐賀市議会の中核市移行に関する調査特別委員会が佐賀中部保健福祉事務所を視察しております。その際、県との意見交換、また、施設見学を通じて施設の概要や組織体制、業務内容、運営状況、経費を含む形ですけれども、こちらについて調査をされております。県からは保健所業

務のほか、新型コロナに対する佐賀県の対応や保健所の対応等についても御説明をしております。また、先ほどから話題になっておりますが、ワーキンググループというのを開催しております。こちらは、保健衛生や環境、福祉などの分野ごとに実務者レベルで移譲業務に関する情報共有、また、課題の洗い出しを行っているものでございます。保健所業務につきましても、こういうワーキンググループの中で佐賀市に対して業務の内容、また、業務の課題とか、そういったところは意見交換を引き続きしていきたいと思っております。

以上です。

○木原委員Ⅱよろしく願います。最後に残る問題はその問題だと思いますので、ぜひよろしく願います。

そして、次、佐賀市への支援に移っていきます。

佐賀市は中核市移行について強い意志を持って取り組んでおられると私は思いますが、県として、自治体の主体性を尊重すること、これは非常に大事だと、そういうふうと思うんですよね。いわゆる山口県政が標榜しております自発の地域づくりという、このことをぜひ中核市で具現化していただきたいと思えますけれども、いかがですか。

○佐保政策企画監Ⅱ佐賀市への支援についてお答えいたします。

地方分権を推進するといった観点から、地域に身近なところで様々な政策判断をしていくという考え方は大事なことでありと認識しております。県庁所在地であります佐賀市の行政機能や都市機能が高まっていくことについては、県民、市民にとってよいことですし、住民サービスの向上につながっていくことが何より大切だというふうに考えております。

佐賀市の中核市移行につきましては、市としての課題の掘り下げにつながるよう、県としてもできる限り協力したいとの思いで、市の求めに応じて、これまで勉強会、またワーキンググループを行い、移譲事務に関する情報共有や広

域的な視点での意見交換を行ってまいりました。五月に行われた佐賀市の定例記者会見でも、坂井市長からは県には協力いただいているので一歩前進というような御発言もあっております。

一方、県にとつては感染症対策などにおいて、保健所機能を一元的に広域行政として所管していることは大きな強みであると認識をしております。県民、市民にとつてどのようなように住民サービスの向上が図られるのか、そして、危機管理も含めた体制はどのような形が望ましいかなど、多面的かつ鳥瞰的にさらに議論を深めていく必要があると考えております。

そういった観点から、佐賀市としての課題の検討や掘り下げにつながるよう、県としてできる限り協力をしていく考えです。

以上、お答えいたします。

○木原委員Ⅱ本当に慌てて急いでばたばたと、そういうふうにしてやってくれとは言っております。しっかりと今言われたような形の中で掘り下げていきながら、すばらしい中核市になるように佐賀市を導いていただきたい、そのように思います。

最後に政策部長にお伺いいたしますが、今るる答弁いただきました。本当にありがとうございました。

ちよつと一つ気になっていて、先ほど僕が読み上げましたけど、知事が新型コロナウイルス禍を例に挙げながら、保健所機能の移譲を課題の一つに挙げた。そこで「中核市という表札だけならそれ自体に意味はないと思う」というこの言葉、これが非常に私の中では引かかってくる、今、知事がおられないで聞かれないんですけど、ここでこの中のトップである政策部長、この発言の真意というか、真意が那边にあるのかというのをちよつと部長の立場で答えたいだけだと思います。とにかく、やはり自発の地域づくりに逆行するということはやってはいけないことだと私は思いますので、ぜひよろしく願います。

します。

○前田政策部長Ⅱお答えいたします。

まず、御指摘の発言でございますが、四月二十五日の定例記者会見におきます記者の方からの質問に答える形で発言ということになります。

ここで少し発言の全体を要約する形で申し上げたいと思いますが、佐賀市が中核市によって何を成し遂げようとしているのかということにとっても関心があると。そこに合点がいけば、その膨大な労力を果たしてでもやる意義が出てくるのではないか。今はお互い勉強会をしている段階で、そこがまだ見えてこない。もし表札だけだったら、あまりそれ自体に意味はないと思うと。そして、形じゃなくて、中身として何か問題があるということであれば、その中身についての議論をして、その解決策のために何がいいのかというところの議論を深めていけばいいと思うと。これが大体、全体像ということになります。

要するに、佐賀市として何を成し遂げようとしているのかということが大事であるという趣旨での発言というふうに私は理解しております。そして、このことは、冒頭、委員からも御紹介いただきました今議会の一般質問におきましても、同じ趣旨の答弁に至っているということだろうと思います。

いずれにしても、これまでも勉強会やワーキンググループに県参加をいたしまして、移譲事務に関する情報共有でありますとか、広域的な視点での意見交換を行ってまいりました。引き続きになりますけれども、佐賀市としての課題の検討や掘り下げにつながりますよう、県としてできる限りの協力をしてまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○木原委員Ⅱ最後に聞いて、少し安心をさせていただきましたし、この記事がやっぱり切り取りと言うと記者さんに対して大変失礼ですけど、そういう形になっているということで、真意がよく分かったということで理解をさせていた

できます。とにかく、部長、最後に言われました。知事もそういう思いだと思います。本当にいい、佐賀市が何をするか、そしていい形で中核市に移譲していけばいいと、そういう考えを持っているということを理解して、この質問を終わります。

三問、それぞれに御答弁いただきました。皆さん本当にありがとうございます。そして、いろいろやり取りにお付き合いをいただいた職員の皆さんに感謝して、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○江口委員Ⅱ県民ネットワークの江口善紀です。どうぞよろしくお願いいたします。

今朝の佐賀新聞に記事が載っております。昨日、中谷防衛相が六月二十四日、佐賀空港西側の隣接地に建設中の陸自駐屯地の正式名称を「佐賀駐屯地」とし、七月九日に開設することを閣議決定したと発表されたそうであります。自衛隊の駐屯地について定める「自衛隊法施行令の一部を改正する政令」を二十四日付で閣議決定したという記事でございました。陸上自衛隊の駐屯地としては、全国で百六十五番目の開設となるというふうな記事でございました。

私個人としては、やはり佐賀空港が地元川副町に開設するまでの長い経緯、そういったものを踏まえると、やはり空港を軍事利用しないという初期の町民の合意、その思いをやはり思い返すに当たり、大変口惜しい思いがいたしますが、現実を現実としつかり受け止めながらも、これからどうしていくかということをしつかり議論させていただきたいと思います。

それでは、早速問一、佐賀空港の自衛隊使用要請についてる質問させていだきたいと思います。

まず一点目、土壌改良に使用された石灰の環境への影響についてという点に關してであります。

「佐賀駐屯地」とお呼びしてよろしいんでしょうか。「佐賀駐屯地」の建設

に際しては、有明海のノリ養殖に悪影響が出ないよう、最大限の配慮が求められてまいりました。御承知のとおり、タイラギをはじめ、アゲマキやウミタケなどの二枚貝は休漁や禁漁が続いている上、この数年、養殖ノリも記録的な不漁が続いております。赤潮の発生や栄養塩の枯渇現象は、四、五年前までは有明海の西南部で顕著な現象でしたが、一昨年からは有明海の東部と言われる川副町、川副地区を含む有明海東部でも深刻な栄養塩不足、色落ちがひどく、大変な不漁に陥っています。

こうした有明海の異常な状況に、そういった中で駐屯地整備に当たっては、地域のノリ漁業者からは排水による色落ちや生育異常を心配する声が続り返り上がっております。駐屯地の工事では、盛土材として土砂に大量の石灰が混合されております。石灰はアルカリ性物質であり、周辺土壌や海への溶出が懸念されていることから、駐屯地調整室の方々と意見交換したところ、石灰が化学変化をして、環境には影響を及ぼさない旨の説明をいただきました。ノリ養殖におきましては、このアルカリ性成分が大変大きな悪影響を与える、そのことを踏まえて意見交換をしたところであります。

そこで、一言で石灰の化学変化といいますが、いろんな現象があると思います。盛土材の土壌改良に使用された石灰の環境への影響について、科学的根拠を踏まえて、県はどのように認識しているのか、改めて質問させていただきます。

○田中政策企画監Ⅱ それでは、土壌改良に使用された石灰の環境への影響について、少し詳しく御説明させていただきます。

有明海の漁業者の皆さんが一番心配されているというのは、やはり排水、しかも駐屯地の建設の途中に土壌改良ということが行われておりまして、昨年の委員会での質問でも江口委員からそこら辺の御質問をいただいていたところです。

その期間を終えて完成には至っておりますが、その間、幸いなことに石灰を原因としたノリへの影響ということは直接は聞かれていなかったところですが、あわせて、改良した土壌は駐屯地のほうに運ばれて盛土材として使われているということで、今後も大丈夫かという趣旨で、先日、江口委員のほうからお尋ねがあったかと思っております。

こちらのほうでまた詳しく調べたところ、土木工事の一般的な指針とされています独立行政法人土木研究所のマニュアルがあるんですが、建設発生土利用技術マニュアル第四版ということでありました。

これによりますと、改良土のアルカリ分は石灰の水和反応によって生成する水酸化カルシウムに起因するもので、これは空気中の二酸化炭素などの炭酸ガスによって容易に中和される。また、この水酸化カルシウムは、改良土の周辺の土壌中を三十センチ程度通過する間に地中の土に吸着されることによって、周辺に影響を与えることはほとんどないとされておりました。

なお、この二段階になっていきますけれども、中和反応によるアルカリ分というのは最初混ざっている時点で発生するかと思います。その防止対策としては、駐屯地の施工について、周囲は地中二十メートル以上に達する鋼矢板で覆って流出を防止されていたということで、工事中の土砂流出を防止する措置が取られているということでした。

さらに、現場では、今度は持つて行き先の駐屯地に、今度、混ぜた土を持つて行くんですが、その後、マニュアルによると、空気中の二酸化炭素と結合して無害化するような形になるかと思いますが、無害化する前に流れていけないことと、土壌中を浸透していく心配があるよねということになりますと、目安としては土壌を三十センチ進めば土に吸着されるというデータがありますので、駐屯地の現場と、西側になりますけども、西側に農地があります。そちらの間には、三十センチといわず、かなりの距離がありますので、恐らく土壌に、駐

屯地、防衛省が買っている土壤に矢板を、染みだしていったとしても吸着されるのではないかということが考えられます。

こうしたこともありまして、改良土のアルカリ分が問題になりますけれども、が農地の土に吸着するとか、周辺に流出するとか、そういった影響は少ないと考えております。

以上です。

○江口委員〓今、学術的にも調べられた上での答弁をいただいたと思います。

今現在の我々の土木の科学技術を応用した上での環境への影響を、ないとは言わないけど、少ないと、極小化した上での計画で実行されていると思いますが、いつ何どき、矢板を二十メートル以上打ち込んでいるとは言われますが、我々のまだ把握していない地下水脈の動きとか、そういったもので、数年たつてからの何かしらの形での影響が発生しないとも限りませんので、引き続き今の計画どおりに影響を及ぼさないことを何よりも願っております。何かしらの異常が検知された場合は、真摯にまたその調査、原因究明にもしっかりと取り組みんでいただくような今後の対策をお願いして、次の問いに移らせていただきます。

それでは、駐屯地からの排水についてであります。

駐屯地からの排水の水質確認につきましては、防衛省の説明では、駐屯地に降った雨水は駐屯地内に設置する貯留槽に一旦ためて、場周水路へ流す際に貯留槽の出口部分で水質の検査を行うという説明でございました。一度場周水路に排水されたら回収はなかなか困難であると思われます。

そこで、万が一、排水の水質が、基準、これはpHですとかCOD、SS、油分に関してであります、基準を超えていた場合、どのようにして排水を回収するのか。そして、排水の経路について改めて伺いたいと思います。（モニターを示す）

○田中政策企画監〓駐屯地からの排水についてお答えいたします。

防衛省に詳細について確認しました。以前、特別委員会の参考人招致で防衛省のほうから、計測して、異常があったら戻しますよという説明があったというこの補足的な形になるかと思いますが、御説明いたします。

まず、基本的に確認できたのは、駐屯地の外へ排水される前に駐屯地の内部で再度処理するというのが基本になります。詳しくプロセスを御説明いたしますと、貯留槽の実際の位置は、今現在、図面でいうと西側の黄色い部分が貯留槽として防衛省の資料には記載されています。これが工事着工前の状態です。で、当初の予定ではここに貯留槽を造る予定だったというふうに聞いております。

今現在ここは、現地のほうを確認に行かれた方は御存じと思いますが、大きなプール、沈砂池、沈殿池、濁水処理用の大きな池が掘ってあります。結果的に、その池が、工事中はその池はずっと置いておく必要があったので、別の場所に貯留槽の位置は移しましたということ聞いています。

具体的には、貯留槽については、駐屯地の角がありますけれども、大まかにいうと、一番空港側の北のほう、第四駐車場の横あたり、今、現場では駐車場みたいなのを造られていますけど、その地下に貯留槽を一カ所と、あと、今、格納庫ができておりますけれども、その裏に一カ所。その配置は次のページに配置があるかと思えます。こっこの図面で申し上げますと、赤で囲っている部分二カ所、駐車場の下に地下貯留槽が一個、さらに、駐機場の上の格納庫、一番西側の格納庫の北側に一カ所に分けて貯留槽は造るということで聞いております。続きまして、一枚目の説明ですね。排水処理のフローについて御説明します。

これは駐屯地完成後の排水対策のフローになります。こちらによりますと、格納庫や整備場などの排水、これは機械の油とか、グリスとかを使いますので、油分離槽、ガソリンスタンドにもありますけれども、

油分離槽で油分を除かれた上で、浄化槽へ送られることになっております。

そしてあと、隊庁舎などの生活排水。つまり生活空間から出る水、風呂、トイレの雑排水については、油分離槽じゃなくて、真つすぐ浄化槽。家庭用よりも数十倍大きい浄化槽を設置されていますけれども、浄化槽に送られることになっております。

そして、浄化槽へ送られた水は、浄化槽で環境基準処理をした上で、さらに一気にこれが場外に流出しないように、流量調整の必要がありますので、貯留槽へ送られると。これは、図面では一カ所になっていますが、これは二カ所に分けて貯留槽に送られるという形になっています。

そして、排水の水質ですけども、駐屯地内から駐屯地外への水路に排水する前に、この貯留槽、二カ所ありますけれども、それぞれで水質を測定器によって測定すると。図面の矢印では貯留槽の外みたいに描いてありますけれども、実際、防衛省に確認したところ、貯留槽の中にたまっている水を検査することでした。

ということで、貯留槽の中で検査して、仮に基準値をオーバーしていた場合には、外に出さずに油分離槽なり浄化槽のほうに戻すと。戻す際には、ポンプアップして戻すなり、そういった形で戻すという対応を聞いております。基本的には油分離槽、浄化槽——浄化槽も工業基準とがありますので、きっちり機能を果たした上で貯留槽に行くと思われまますので、基本的にはその時点で環境基準には合致したものとありますが、念のために水質を測るよという方策を取るということになっています。

したがって、計測値が基準値を超えた場合でも貯留槽でとどまりますので、駐屯地外へ出るという可能性は低いということでした。

続きまして、今現在まだ工事が続いておりますので、二番目の図面で、工事中の排水対策についてお示ししています。

駐屯地の西側に先ほど御説明した大きな仮設の調整池があります。こちらの画面でいうと左側、仮設調整池の西側のほうに仮設のプラント、移動用のプラントみたいなものがあるんですけども、そちらを設置して濁水処理を行っております。

主に工事期間中は造成した土とかが露出しておりますので、主な調整池の役割としては、大雨などによって濁水が一気に流れ出ないような沈殿池的な役割を果たしているのが主な役目です。まだ工事中ですので、生活排水もないし、まだ機体も来ていけませんので、油脂なんかも発生はほとんどすることがございませんので、主な役目としては濁水処理という形で設置をされています。

この水質基準の検査につきましては、三枚目の紙ですね——に、こちらの先ほどの青い部分、仮設調整池の横の濁水処理プラントの流れを示した図面があります。こちらの主に水質を測るところは赤枠で囲っておりますが、全体の流れとすると、一番左端の仮設調整池からずっと右上の場外水路というところに左回りに回っていくような矢印でイメージしていただければと思います。

まず、仮設調整池で受け止めた水は、沈砂槽、原水槽、そして、沈殿槽、分離槽を経由して、上の赤枠の中の水質監視水槽という槽に送られます。ここで水質の測定を行うということでした。ここで基準を満たしておれば、次の放流水槽、直接場周水路に行く前に、一旦ためる水槽がありますので、そちらに送られて、場周水路へ流すという流れが基本的な流れ。水質監視水槽で異常値が見つかった場合には、また元のほうに戻して、矢印でいうと左下のほうに行きますが、原水槽というところまで戻されると。そして、再度調整をしていくという流れになっています。

工事期間中の排水につきましても、計測値が仮に基準値を超えた場合には、駐屯地外へ出すことなく、再度、駐屯地内で処理するということでした。

図面での説明は以上になります。

総括しますと、これらの措置をされているために、駐屯地の外や農地及び海域への影響は少ないものと判断しています。現にこれまで、被害なり影響について報告された事例はございませんので、今後もそういった監視体制並びにそういった措置については、引き続き続けていくように求めていると思っています。

以上になります。

○江口委員Ⅱ詳しい御説明ありがとうございます。この排水処理のフロー概念図というのは結構前から公表というか、説明で提示はされていたんですが、水質計が貯留槽の外にありますもので、今回、田中政策企画監といろいろもう少し、再度確認していたところ、やはり水質を計測するところが貯留槽の中であったり、その手前であるということを、やっと防衛省のほうと確認をしていただきましたもので、やっと誤解というか、理解できたかなという思いはあります。

工事の途中で、佐賀空港・有明海問題対策等特別委員会等でターミナルの屋上から工事の進捗状況を見に行ったときに、なぜか隊員駐車場のところがずっと掘り返されていて、我々の受けた説明と違うようなことが進行していたので、折に触れ、防衛省に確認等していましたが、今回、二枚目のスライドにあるように、結果的に地下貯留槽が二カ所になるという正式な説明を今回、防衛省に確認していただいて、こちらとしても認識したかなと。二カ所に分かれた理由については、容量の問題があるというふうに伺いましたが、その点、何か補足があればお願いします。

○田中政策企画監Ⅱ貯留槽が二つになった経緯等について御説明いたします。

今、江口委員がおっしゃったように、一つには容量の問題ですね。防衛省から聞いた話によりますと、容量と、あと工程上の問題、当初は、今現在の仮設調整池のところに合わせて地下のやつを造るという構想だったらしいんですが、

設計を進める中で、工事工程上、それは最後まで残しておかないといけないという形になったので、工事期間中に別の場所に造ろうという方向に行ったと。そうした場合には一定のスペースが要りますので、ああいう隊庁舎の下なんかはとてもできませんので、駐車場の部分でどれだけ確保できるか、さらに、それだけでは必要な容量が賄えないということで、もう一カ所、格納庫の北のほうにという形で選定をしたということになっております。

それについて詳しく説明がなかったことについては、防衛省としては設計変更の過程で変わってくることは多々ありますという形で、正式にその部分についてのみの報告というのは県のほうも受けておりませんでした。報告を受けて中身を聞いた現段階で、こちらの認識としてどうかというと、排水機能が低下したり、グレードダウンしたりする話ではないので、当初計画されていた容量は賄っているということで、排水への影響は少ないと思っておりますので、改めて説明を求めたり、皆さんに広く説明したりということは、今の時点では考えていないところです。

本日は御質問をいただきましたので、いい機会をいただいて御説明できるところができたかなというふうに思っております。

以上になります。

○江口委員Ⅱ私どもも防衛省の説明には非常に関心を持って、これまでも、この計画前について学んできたつもりではありましたが、それでもなかなか、あれ、前の説明とちよつと違うぞと、これはどうなったんだろうと、この三十四ヘクタールが建物とアスファルト、コンクリートで覆われると、時間雨量百ミリとか、そういった計算等々した上で、貯留槽は約二万五千トン程度の容量が必要という数字が導き出されておりましたので、それが、その容量がしっかり確保されるかというふうなところに関心を持っておりました。もともと左下の青いところに、その二万五千トンの貯留槽ができるというのが当初の計画であ

りましたので、駐車場の地下を掘っているぞと、今回二カ所になったというのも初耳でありましたので、防衛省には折に触れて参考人招致を年に一度ぐらいはしておりますが、そのときでもなかなか我々の気づかない設計変更が今回あったんだということが確認できました。

今、田中政策企画監がおっしゃったように、実施設計に当たっては、現場で変更もあり得ると思います。その情報公開の在り方については、やはりいろんな形があると思うんですが、一点、我々、この件について、駐屯地の状況について関心を持っている方からの質問にもやつと説明ができる回答を得たかなという所感を持ちました。そういった意味で、これから注視をしていきたいと思いますが、必要に応じての回答をまたお願いしたいと思っております。

それでは、その次の農業者、漁業者への情報提供や説明について、この項に移らせていただきたいと思います。佐賀空港周辺では農業や漁業が営まれております。空港関係施設と農業、漁業とが共存することが必須と考えられます。このことは、佐賀空港を使用する駐屯地も同様と考えております。

しかし、駐屯地建設に関しては、農業者、漁業者から情報が全く届いてこないという声が後を絶ちません。漁協の組合員からは、何やら役員ばかりが話が進んでいる、組合員にちゃんとした説明がない、聞いていないよという声も聞かれます。情報が行き渡っていないという点については、農業関係者にも言えることではないでしょうか。

そこで、空港周辺の農業者、漁業者に対して、県として具体的にどのような情報提供や説明を行ってきたのか、お答えいただきたいと思います。

○山崎政策総括監Ⅱ私からは、県としての情報提供や説明についてお答えをいたします。

住民への説明に当たりましては、県、佐賀市、そして、防衛省、それぞれに役割がございまして、その役割に応じて対応を行うこととなるというふうに考

えております。こうした点、県主催の説明会としましては、令和四年十二月に、県と防衛省との共催で県民説明会を開催いたしました。

これは有明海漁協が公害防止協定覚書付属資料の見直しを行ったタイミングでありまして、このタイミングで県は佐賀空港の設置管理者として防衛省からの要請を受け入れる判断をしたことについて、広く県民の皆様に対し説明をする機会を設けたところでございます。このように、県としての役割の中で農業者や漁業者を含めました県民に対しまして説明を行ってまいったところでございます。

他方で、オスプレイ等の配備ですとかオスプレイの安全等につきましては、自衛隊の使用要請の当事者であります防衛省におきまして漁業者や農業者を含めました地元説明会を平成二十六年以降十九回開催をされたというふうに承知をしているところでございます。

以上でございます。

○江口委員Ⅱありがとうございます。平成二十六年以降で十九回。令和四年十二月のクリスマス前後にも県と防衛省で主催をされて説明会がありました。それからいろいろまたオスプレイの事故ですとかいろんな状況の変化等もあったり、特に予防着陸が増えたり、オスプレイへの安全性の不安感、そういったものがある中で、土地の取得があったり、あるいは工事が始まったり、あるいはダンプが土砂をたくさん運んだりというふうな折々のタイミングがあったと思うんですが、この間、二十六年から令和七年に向けて十九回、この頻度が多いかどうかというのは、受け止めは個々に変わると思います。

では、以前、令和四年の頃ですが、十月三十一日に有明海漁協から佐賀県を通じて九州防衛局長宛てに要望書が出ております。十一月一日に防衛省から県に向けて回答が行われています。この中の漁協からの佐賀県有明海漁業協同組合から本県宛てに以下の事項について九州防衛局の確約を得るよう依頼があり

ましたので、御対応をお願いしますという七項目のうちの三番目に「排水対策等については今後も漁協組合員への説明会を開催する。」という項目があり、翌日の回答書には「排水対策等については今後も漁協組合員への説明会を開催する。」と。なお、この一番冒頭に「防衛省は佐賀駐屯地（仮称）の開設に当たって、佐賀県有明海漁業協同組合の要望事項（調第十号（令和四年十月三十一日）関連）に対し、今後、以下の回答のとおり対応することを確約する。」というふうにまで書かれております。

これは当時の政策部長に宛てた回答になるんですが、では、このタイミング以降で、今さっき私が質問のときに申し上げた部分で引っぱり出しますと、漁協等の役員の方とは防衛局は交渉や会議をしているが、組合員のほうに説明が行き渡っていないという声があるということを先ほど申し上げました。この今申し上げた令和四年十月三十一日、十一月一日の要望と回答書の三項目にある漁業組合員への説明会を開催すること、この項目に対応する組合への説明会というのは実際行われたんでしょうか、その点についていかがでしょうか。

○山崎政策総括監Ⅱ防衛省の回答に対する組合員への説明についてお答えをいたします。

今、委員から御紹介いただきました回答書というのは令和四年十一月一日に当時の伊藤九州防衛局長から回答がなされたものでありまして、三番目の御紹介がありました①、②というものがその中にありまして、③は分散して排水をする、④は適切な比重で排水をするという約束がなされております、これが五月末に完成いたしました海水混合施設につながるお話でございます。

先ほど御紹介ありました三番の説明等がどうなされたのかということにつきましては、これが令和四年十一月にされまして、実際具体的な説明に入ったのが令和五年七月十四日に、漁協、防衛省、県の三者によります排水対策に関する協議会をまず開催しております。同月の二十五日にその二回目を開催してお

ります。

それから、そこでの話し合いを受けて、七月三十日に防衛省のほうで漁協東部六支所の代表者に対して海水混合施設案などを説明しております。

その後、もう一回九月四日に、同じ六支所のほうに説明を行っております。

その後、九月二十八日に有明海漁協の検討委員会が開催されまして、この海水混合等の案について了解をいただきましたので、その後、工事に入ったという流れでございます。

委員から質問がありました確約後の話でございますが、これには前座といいますか、前の歴史もございまして、もともとこの話が始まりましたのが、少し遡りまして令和三年十二月十四日に当時の西久保組合長が知事に対しまして、覚書付属資料の見直しを合意します、その代わりにちゃんと三つの約束を守ってねという中の一番目の項目として排水対策の具体的な考え方というのがございました。

県としましてはこれを受けまして、漁協と防衛省のいわゆる三者協議会というものを立ち上げて、令和四年の一月ぐらいたらずと協議を行っております、その流れの中の一環としまして令和四年八月二十五日から九月一日にかけて、さっき言いました六支所の組合員さんを含めた説明会を実施しているところでございます。出席率のほうは多少あまりよくない数字が出ているようですけれども、組合員さんに対して説明会を行っているというような状況でございます。

以上お答えします。

○江口委員Ⅱ今、経緯と令和五年の説明会のことも、また、出席率についても言及がありました。出席率のことも実際あったと思います。それと、令和五年七月二十五日、三十日、この辺は六支所の代表者への説明ということで、やはりこの間で経緯についてなかなか一般組合員については本当に情報がない、組

合の会合でも、ノリの漁期についてとか、そういったものは話題になるけども、なかなかオスプレイのことは話に出ないというのがふつと胸の中にずっとたまっている状況ではありました。確かに説明会が一度支所であったというのも、あれはたしか漁家の中でもお父さんから息子さんの代になったりとか、そうすると、案内が息子さんのほうにあつてお父さんのほうには行かなかったりとかで知らなかったりとか、組合員の中でも知っていた知らなかった、そういったのもあつて、その結果が出席率のほうに影響あつたのかとも思われるんですが、結局、じゃ、工事が進んで建物が見えてきた令和六年、令和七年に関してノリの漁というのも非常に苦しい中で、ところで駐屯地はどんどん出来上がっているけど、どうなっているんだというのがこの一年、二年の間に疑問として、不満として残ってきている。

なので、私が最初に申し上げた最近の組合員の心情として、最近、全然説明がないぞと、聞いていないぞと、そういった現場の方の声があることを背景に今回この質問をあえて取り上げさせていただいたわけであります。

確かに過去十九回とか、令和五年に支所ごとの説明があつた、それは確かにあつたでしょうけども、じゃ、特に形が見えてきたこの一年、二年はどうだったんだ。そして、片や有明海のノリ漁が本当に壊滅的な、半分以上の中で本当に大丈夫なのかという不安があつている中で、果たしてこの一年、二年、説明会があつたのか、それについてどう対応できたのか、そこは一番心に、非常に気がかりなんです。

改めて、この一、二年、組合へのそういった状況、中途の説明とか、そういったものが組合員でなされたかどうかについてはどのように把握、受け止めていらつしやるかお答えいただければと思います。

○田中政策企画監 十一月の確約書以後の動きという形でお答えいたします。

十一月に防衛省のほうの説明会を開催するというところで確約書が出されてお

ります。それ以後、私が令和五年の四月に着任して、その当時、着工に向けた漁協なり漁業者の方とは地権者としてのやり取りがたしか始まった、それ以後そういう価格とか契約の話が始まっていた、そして四月、さらには駐屯地本体工事の着工を準備していたという時期だったかと思っています。

ここに書かれている排水対策については、海水混合施設をどういう仕様でつくめるのかといった設計みたいなのを防衛省のほうでされておつて、その令和五年の夏、七月ぐらいに防衛省が素案をつくつて、説明会という形ではなく、まず三者、県と防衛省と漁協の本所の三者で、こういった案ができたんだけどどうだろうかというのを二回ほど開催しておりました。その場には私も出席をしておりました。

その後、漁協、防衛省、三者で話し合った結果、漁協のほうから六支所への説明会を開催してくれという形で、今度は六支所への説明というふうに進んでいったかと思えます。それについては、防衛省が単独で六支所へ説明に行つて、こういった内容の話があつたというのは、本所を通じてお話を聞いておりますが、個々の漁業者を集めての説明ということではなく、その時点では支所への説明をされておつて、支所のほうから出てきた意見を聞いてみると、例えば素朴な、組合員さんから出てきたんだろうなという意見もありました。例えば、混合せんで塩を混ぜたらどがんやとか、それについて防衛省の回答としては、別の添加物を入れると海況への影響が心配されるのできませんと答えましたとか、あと大きな一時貯留池、七ヘクタールの貯留池、あそこに水がたまつたら水鳥が来て、ノリの漁のときにカモが食べる可能性があるんで、何とか対策をしてくれという、これも多分個々の漁業者さんから出てきたような意見も聞かれていました。それについては今現在、対応としては全部網を張つて、鳥が来ないようにしますという措置がその場で新しく決まった、そういったやり取りを六支所への説明会の前後にしていたと思います。

です、六支所のほうからさらに組合員個人さんへ集めてしてくれという話になっておれば、そういう段取りも考えられたんでしょうが、六支所からの意見交換の中でいろんな仕様が決まっていって、最終的には五年の九月に、また漁協本所のほうにオスプレイ検討委員会のほうに戻ってきて、この案でいいか。六支所の話も聞いたので、これでいいかという形で決まったのが九月二十八日だったかと思います。

ですので、十一月の約束以後、個々の組合員さんに対して説明会という形では開催はされていませんが、趣旨としては、排水に対する心配事はちゃんと組合員さんと共有しようねという趣旨になっていますので、海水混合施設については組合員さんまでの話ではなく、各組合員さんからの要望みたいなのを支所で吸い上げて、防衛省に意見を言って、防衛省のほうも設計で反映させるというやり取りができておりますので、今後、動き始めた中で、そういった排水に対する、これは本所、支所じゃなくて組合に説明してくれということであれば防衛省のほうに要望があるかと思えますし、それについては約束事にありますので、県のほうとしてもそういう要望には応じていくように防衛省さんのほうには求めているかと思っております。

以上になります。

○江口委員 支所によって会議のやり方や組合員さんへの説明の頻度、そういったものは多少差異があると思うんですが、なかなか漁の始まりのこととか、期間のこととか、冷凍網はいつやるかとか、そういった本業のノリに関する会議はその議題でやるけれども、なかなかこの自衛隊使用要請、オスプレイのことに關しては何かちょっとタブーみたいな、そんな空気もあるとも聞いております。

もちろん、漁業者の方にはもう現実的に受け入れるというふうな立場の方や、非常に受け入れがたいという気持ちの方、それと、その間でどうしたものかと

いうふうな立場がいろいろ分かれているわけです。それぞれいろんな立場の方から私もお話を伺いますけれども、ただ、そんなに頻繁にこの件が話題になるという、話しづらいという空気があるのも事実だというふうに受けております。だからこそ、その結果なのか、この半年、一年でこの件の説明があったというふうなことはなく、やはり思い返せば、ところでどうなってるんやという話がこそそそ出るという状況はあると伺っております。

また、南川副漁協にしましては、まさに所有する、あるいはその土地の六十ヘクタールの管理運営委員会を年に一回総会を開くという決まりになっております。昨年は何か書面での審査、総会の開催になったと伺っておりますが、今年に關してはまだ案内が来ていないぞと。あれだけ南川副漁協から防衛省に對して土地を売るかどうかということで大変大きな波紋が、あるいは部内でも大変悩みに悩んだ議題でありましたが、その結果、総会は今後どうなっていくんだ、今、現状どうなのか、そういった会が、総会がちゃんと開かれていないぞというふうな声も聞いております。

県としては、そういったこともしっかりと広義、狭義の所管というか、監督の責務はあるかと思えますけれども、そういったことについても、ちゃんと組合員さんの、漁協としての、組合としてのガバナンスがしっかりと履行されているのかどうかについても気を配っていただく必要があるんじゃないかと思えますけれども、その点について所感があればお願いしたいと思います。

○山崎政策総括監 組合としてのガバナンスのお話だったかと思えます。

組合としてのガバナンスは、一義的には組合のほうでいろいろ考えてもらうことだと思っておりますけれども、我々は駐屯地調整室という部署が新たにできましたので、そういったガバナンスといったようなことにもいろんな情報を我々のほうとして聞きながら、何がこういう形でできるのか、自衛隊の使用要請に係る部分については、我々としてもできることを考えていきたいというふ

うに考えております。

以上でございます。

○中村委員長〓この項はこれで結構ですか。

では、暫時休憩をさせていただきます。十五時十五分をめぐりに再開をさせていただきます。

午後二時五十八分 休憩

午後三時十五分 開議

○中村委員長Ⅱ委員会を再開します。

休憩前に引き続き質疑を行います。

○江口委員Ⅱそれでは、問四の移駐後のオスプレイの訓練開始時期等についての項について質問させていただきます。

佐賀駐屯地へのオスプレイ配備が予定されている七月九日が目前に迫ってまいりました。木更津駐屯地に暫定配備されているオスプレイ十七機が、どのようなスケジュールで移駐してくるのかは定かではありません。十七機がそろいのを待つまでもなく、先行して移駐した機体から順次飛行訓練を始めるとの防衛省からの情報が報道されております。訓練の時期や規模が明らかにされていないことに、地元から強い不安の声も上がっております。

そこで、訓練開始の見通しや訓練等の情報について、防衛省との間でどのような確認を行っているのか、その点について御答弁をお願いします。

○山崎政策総括監Ⅱ移駐後のオスプレイの訓練開始時期についてお答えをいたします。

訓練開始の見通しにつきましては、先々月の四月十五日、九州防衛局長から佐賀駐屯地の開設日などの説明を受けました際、飛行訓練をするのはいつかという質問に対し、まだ決まっていない、決まり次第お知らせをしたいという旨の回答がございました。このため、我々としても、その後も九州防衛局との打ち合わせなどの中で状況の確認を行ってきているところでございますが、現時点ではまだ説明を受けていない状況でございます。

以上でございます。

○江口委員Ⅱそのような情報を、関心を持たれている方もいらっしゃると思いますので、速やかな情報共有に努めていただければというふうに思います。

次に、問五の周辺住民への情報提供についてであります。

防衛省はオスプレイの離着陸に当たっては、空港南側の場周経路を飛行することを基本としているものの、天候によっては北側に設定された場周経路を飛行する可能性もあると説明をいたしております。周辺住民の間では、実際に自分たちが住む集落の上をオスプレイが飛ぶのかどうかと、飛行ルートはどうなっているのかとか、あるいはそのような影響を心配する声が上がっております。また、駐屯地に関連する車両の交通量が増えるのかどうかといった身近な生活環境への影響を知りたい方々も多く、住民への説明不足が深刻であるように感じております。

先般、防衛省が自治会長会へ説明を行ったと承知しております。六月十日は中川副、六月十一日は西川副。その後、南川副、大詫間、諸富と東与賀の自治会長会で説明をされました。それで説明責任を果たしたと言えるのかは疑問であります。

そこで、防衛省において住民への十分な情報提供がなされているのかどうか、現状について県の認識を改めて伺いたいと思います。

○山崎政策総括監Ⅱ周辺への情報提供についてお答えをいたします。

委員御案内の情報提供の必要性につきましては、我々県といたしましても十分認識をしているところでございます。

こうした点、先ほどもお伝えしましたが、オスプレイ等の配備計画ですとか、オスプレイの安全性につきましては、自衛隊の使用要請の当事者であります防衛省において十九回開催をされたというお話をさせていただきました。

また、九州防衛局が、委員からありましたように、先般、今月の十日から十三日にかけて実施をされました自治会長会への訪問につきましては、校区の自治会長から佐賀市に対しまして、佐賀駐屯地の開設が近づき、自衛隊の居住や自治会との関わりなどについて、直接防衛省から説明を聞きたいという要望がなされまして、それを受けた佐賀市から防衛省に伝える中で今回のよう

な形で行われたというふうに承知しております。

また、その説明会の中の説明で、防衛省からは、対面で説明を聞きたいという要望があれば、市と相談して適切に対応するといった旨の説明もあったと聞いているところでございます。

このように周辺住民への情報提供につきましては、佐賀空港の自衛隊使用要請の当事者であります防衛省において、県や市、それから漁協、地域住民の求めなどを踏まえまして対応をされているという認識をしているところでございます。

以上でございます。

○江口委員Ⅱ それでは、次の六なんですけれども、関連して、幅広い世代・立場の住民が参加できる説明会の必要についてであります。

実際に防衛省から説明を受けた南川副地区の自治会長さんは、住民への説明がないため、不安が高まっていると述べられておられました。地元自治会の声として、期待感と不安が交錯している。住民感情は一色ではないという冷静な指摘がありました。また、説明を受けた自治会長の中には、これを聞いただけで自分の地区に説明はし切れないという発言をされた方もいらっしゃいました。

私は西川副校区に住んでおりますが、おととい回覧板が回ってきました。その中に「佐賀空港へのオスプレイ配備計画について」という自治会長会で配られた資料が回覧資料の中に入っていました。今言った場周経路とか、そういったものも入っております。最後にお問い合わせ先として、九州防衛局佐賀現地事務所ということで、南川副、大詫間の住宅地の真ん中にある防衛省の事務所の写真とかもついていました。それと、一枚紙があつて、自治会長会に係るQ&Aということで、いろんなことが書いてあるのが一応回覧板の中に入つて、全戸に一応回覧をされたという形にはなっております。もっともどれだけの方がしっかり御覧になったのか、あるいはほとんど見ずに次のお宅に回

覧された方ももちろんいらっしゃると思います。

このように自治会長のみへの説明では参加者が限られており、特に女性や若年層の声が反映されにくいという課題もあります。働く現役世代、高齢者、PTA、子育て世代、子供たち、住民は様々であります。自治会長じゃないから、この前の自治会長会の説明には入りたかつたけど、断られたという方の声も聞きました。では、今御答弁いただいたように、例えば、老人クラブはどうなんだ。まちづくり協議会はどうなんだ。非常にまちづくり協議会の活動の活発な校区でもあります。そういったところが説明を求めれば防衛省は対応してくれるのかという、そういうふうな声もいただいております。こうした現場の声に対して、県や佐賀市は防衛省との仲立をしてほしいと考えております。

そこで、幅広い世代・立場の住民が参加できる説明会の必要について県はどのように認識しているのか、改めて伺います。

○山崎政策総括監Ⅱ 住民が参加できる説明会の必要性についてお答えをいたします。

繰り返しになりますが、住民への説明の開催に当たりましては、県、佐賀市、そして防衛省、それぞれにおける役割があります。そして、その役割に応じて対応を行うこととなるというふうに考えております。

少し具体的に申し上げますと、防衛省は佐賀空港の自衛隊使用要請の当事者。そして、今度、七月九日に開設されます佐賀駐屯地の設置管理者としての役割。また、佐賀市におかれましては、佐賀駐屯地が所在をし、佐賀市民の生活環境を守る基礎自治体としての役割。そして、県は佐賀空港の設置管理者。そして、加えまして公害防止協定の当事者としての役割といったものがあると認識しております。

住民への説明につきましては、引き続き県、佐賀市、そして防衛省、三者におきまして、それぞれの役割に応じ、また状況、委員からありました求められ

た声などに応じまして、しっかりと連携を図りながら対応をしてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

○江口委員Ⅱありがとうございます。

では、ここで改めてになりますが、問いの七番、防衛省の説明姿勢に対する受け止めについて伺います。

九州防衛局は顔の見える関係を築きたいと語り、川副町内に相談窓口となる現地事務所を設置し、一般の自治会長会での説明資料にも問い合わせ先として紹介されているものの、一般住民への説明会は行わないとも話されております。また、地域の理解を得るとしながらも、県民への直接説明を行わない姿勢を続けており、説明会を求める方々からは一見矛盾しているというような指摘もなされております。

そこで、防衛省のこうした対応について県はどのように受けとめているのか、また、県民のニーズに対して防衛省は十分な説明責任を果たしていると考えているのか、改めて伺います。

○山崎政策総括監Ⅱ防衛省の説明姿勢に対する受け止めについてお答えをいたします。

一般の自治会長会での防衛省の説明の中でも、少し詳しく申し上げますと、委員からも御紹介がありましたように、資料にも問い合わせ先を記載しており、そういう場がなくても常に対応する姿勢を持っておりますけれども、対面で説明を聞きたいという要望があれば、市と相談して適切に対応するといった旨の説明があつたというふうに承知をしております。

これまでの防衛省の住民説明の実績としまして十九回と答弁しましたが、簡単に内訳を言いますと、平成二十六年に川副町の四校区と西干拓地区で計五回、平成二十八年度は同じ川副地区と川副町全体、そして、東与賀地区で計六

回、令和四年は県と防衛省との共催で県民及び県内通勤者を対象に三回、そのすぐ後に防衛省と佐賀市が協力をしまして周辺六校区の住民を対象に二回で令和四年は計五回、令和五年は工事に關する説明会になりますけれども、同じく周辺六校区の住民に対して二回、対象者を限定しない説明会を一回の三回。合わせて合計十九回の説明会を開催されているところでございまして、一定の説明はなされているというふうに考えているところでございます。

来月の七月九日には佐賀駐屯地が開設され、これから様々な声が寄せられることもあるかと思いますが、県としましては、佐賀市や防衛省と情報や御意見などをしっかりと共有をしまして、自衛隊使用要請の当事者であります防衛省に対しまして引き続き丁寧な説明、対応を行うようしっかりと求めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○江口委員Ⅱ平成二十六年七月に初めて防衛省から佐賀空港への自衛隊使用要請がありました。あのときに、今御答弁いただいたように四校区プラス一の五校区で説明会があつて、あのとき實際参加して防衛省の説明会の雰囲気というのは、まず、参加した人々は防衛省からの直接の説明会だから何とか協力できることは協力してやらないといけないだろうねと思つて、そういった気持ちの方がたくさん足を運ばれました。当時はまだオスプレイと決まったわけじゃなくて、ティルトローター機の導入という話で説明が始まりましたけれども、質疑応答になつてから、規模とか、いつぐらいにそのティルトローター機は決まるのかとか、あるいはアメリカ海兵隊とかの移駐はあるのかとか、いろんなことが質問で出たんですが、ほとんどの問いに対して、いや、まだそれはこれからですとか、まだ決まっておりますんとかという回答が続いて、結果的に来た皆さん方が逆に何の説明会だったんだろうかと、わざわざ来たのに何のために来たんだろうかと腹を立てて帰るような雰囲気は十年前繰り返された状況を思い出

します。

この十数年間で合計十九回と今言われました。佐賀空港は昭和四十四年に、当時の池田直知事が佐賀県に空港を造りたいという発案をされて、川副町出身の池田直知事です。しかしながら、当時はまだ全国的に公害問題があったり、あるいは日航機や全日空機の墜落事故等もあり、そして、佐賀に空港を造って一体どれだけの利用者がいるんだろうとか、いずれ赤字になって自衛隊とかに売り渡されたりとかするんじゃないか、そういったおそれを感じていらっしやいました。というのも昭和四十四年という、まだ戦争を経験された方々がたくさん御存命、お元気でいらっしやって、空港や基地ができるということはその戦争の思い出をやっぱり如実に思い出す、そういった反発や懸念というのが物すごく強かったわけです。

そういった中で、空港を受け入れるかどうかの町議会への議案に対しても、川副町庁舎に千人以上の漁業者、あるいは農業者、地域住民が押しかけて、町議会が最終日に議員も家から出られないようになって、町議会が開催されずに流会になった、そんな経緯が昭和六十年代にありました。

そして、川副には小学校が四つあって、自治会は単位自治会で百以上あります。県の担当者の方がその一つ一つに、百力以上の住民説明会を何度も繰り返し行い、県の担当者は何度も川副に足を運び、時には灰皿が投げられるような、そんな反対から、漁業のこと、農業のこと、地域の将来のことを丁寧に何度も繰り返し県の方々が説明を住民の方にされて、そして、理解が深まってきた、そして最後に、そうは言っても最後に自衛隊の基地に将来的になるんじゃないかという懸念があったからこそ、漁協との公害防止協定に当時の空港を担当されていた、後の井本元知事は、将来、佐賀空港が軍事基地になることはあり得ない、させない、あり得ないと、そこまで言い切って、じゃ、それを一筆紙にしないかということで公害防止協定に将来自衛隊と共用する思いはないと

いう一文になったわけで、これは単に漁協との約束だけじゃなくて、当時の経緯も含めた川副町民全体との約束だったやに私は受け止めているし、そういうふうな認識の方は川副町に多い。

そして、今、この十数年で十九回の説明会とおっしゃいましたが、空港を造るためには百回以上の集落、集落で説明会を繰り返し行っただけです。それに比べれば、この十九回という回数が本当に丁寧な回数、ステップを、段階を経たのかどうかというのは本当に意見が分かれるところではないかと思います。

今朝の佐賀新聞に「オスプレイ説明 地元に向き合った対応」、これは一般質問のピックアップで佐賀市議会の経緯と、あと、鹿島の市議会もオスプレイ配備に向けては説明会の要望へ、そういった記事も載っていました。

今オスプレイの問題は、佐賀市の、あるいは川副町の問題というふうに感じていらっしやる方もいるかもしれませんが、今年の二月七日、事前協議において、これは県のホームページにも掲載されている資料ですけども、この騒音のエリアですとか、あるいは計器飛行の場合の離陸の経路、あるいは着陸の経路、この地図を見てもみすと、離陸をした場合は、西側は鹿島の上空を通ります、東のほうは大牟田の辺まで飛びます、また、着陸の際は、鹿島よりもっと西のほうに、東のほうは長崎新幹線よりも先まで行って着陸するような、そういった経路もあります。

今、実際にどこを飛ぶのか分からない状況ではありますが、そういった分からない、はてながいっぱいある中で説明会を求める声があるのも僕は自然なことじゃないかと思っています。

最後八番の問いに入らせていただきたいと思います、住民説明会に関する認識についてであります。

行政の立場で適宜、必要十分な情報を県民に提供しているという姿勢だと思います。それと同時に、実際に県民、地域の方たちにどう伝わっているかとい

う視点も大切だと思います。

今議會の下田議員の一般質問でも質問がありました。我々は必要になって、当事者になって初めて能動的に情報を収集する。駐屯地の設置に伴い、オスプレイの配備が現実になって初めて当事者意識が芽生えるのかもしれない。

先の話にはなりませんけれども、佐賀駐屯地にオスプレイ十七機が配備され、本格的な飛行訓練等が開始されてしばらくたった頃に、住民の方々がオスプレイの実際の騒音などの状況、頻度など実感されてくると思います。ああ、思ったよりうちの辺りには来んねとか、音が思ったより小さいねという人もいれば、こんな頻繁に、あるいはこんなに大きな音とは思わなかったとか、実際に飛び始めてからそういうふうないろんな感想が出てくると思います。そうしたときに住民から、実際の状況を踏まえて、経験した後には地区単位等で説明会を求めようという声が上がってくる、新たな局面が訪れてくるのではないかと考えます。地域住民からそうしたニーズが上がってきたときに、近い将来ですが、柔軟かつ丁寧な対応をすることがこれからは大切だと考えます。

実際の配備の前、そして、配備された後、そうした時々には県民の疑問や不安にしっかり向き合い、説明責任を果たしていく姿勢がなければ、真の信頼関係は築けないと考えます。住民の疑問や不安を解消するためには、適切な情報提供が求められることは言うまでもなく、住民説明会はその一環であると考えます。

そこで改めて、住民説明会に関して県の認識を伺いたいと思います。政策部長に答弁をお願いしたいと思います。

○前田政策部長 住民説明会に関する認識についてお答えいたします。

情報提供の重要性についても御指摘いただきましたけれども、佐賀空港の自衛隊使用要請につきましては、この十年間、県としては一つ一つ丁寧に対応してまいりました。

例えば、平成二十九年五月に県の論点整理素案を公表しましたが、これは飛行に伴います騒音や排気ガスによる大気への影響といったものから、生活環境への影響、下降気流や電波などによる漁業、農業への影響、さらにはバルーン大会や水鳥への影響に至るまで、様々な論点から三年半にわたる検討を行っております。

それから、県民説明会ということで申し上げますと、県は佐賀空港の設置管理者として防衛省からの要請を受け入れる判断をしたことについて、有明海漁協が公害防止協定覚書付属資料の見直しを決定されたタイミングで、令和四年十二月になりますけれども、防衛省との共催で県民説明会を開催いたしました。先ほど来、山崎政策総括監から答弁がありましたように、この説明会の開催に当たりましては、県、佐賀市、防衛省、それぞれにおいて役割があると思います。そして、役割に伴って対応を行うということであると考えております。

七月九日に駐屯地が開設をされます。そして、実際にオスプレイの運用が始まりますと、委員からありましたように、様々な声が寄せられることもあると思います。こうした声につきましては、県としても佐賀市や防衛省と共有することとしておりますし、その上で、より効果的な情報提供や説明方法、こういったことについても考えていくことにしております。

県としましては、これからも丁寧に情報公開を行い、意見を言っていたことを大切にしながら、県民の皆さんからの様々な声については、佐賀市をはじめとする関係市町や防衛省と共有を図りながら対応してまいりたいと思います。

私からは以上です。

○江口委員 これから実際に駐屯地が開設され、運用が始まり、また様々な課題や知見が出てくると思います。そういったものについてそれぞれ立場で対応していただきたいと思います。

また、オスプレイの安全性に関してやっぱり懸念があります。米軍ですら毎年のように墜落事故が起きている機体であり、それを操作する自衛隊員の方の命が失われることが絶対にないように、私はそれを本当に心から願っております。

それともう一つ、オスプレイの移駐の先に目達原駐屯地の五十機を佐賀駐屯地に移設するとなれば、今ある、整備されている三つの格納庫、合計二万平米では七十機は格納できないことは、既に防衛局は答弁で答えております。数十機を駐屯地の駐機場にカバーをかけて夜間を過ごすというふうな説明ではあります。いまだにには、そういった対応している駐屯地はほかにはございません。固定翼機は格納庫の外に夜間係留をされても、回転翼機、ヘリコプター関係は全て、夜間は駐屯地内の格納庫に格納されているというのが陸上自衛隊の基本的なスタイルであり、目の前が海である佐賀駐屯地、潮風に機体を当てると物すごい劣化が進む、あるいは事故のもと、故障のもとになるということを考えれば、目達原の五十機を佐賀駐屯地に移設するとなれば、格納庫の追加の整備や駐屯地の拡張というのは、これは十分あり得る話だと私は思います。

本当に必要であれば、防衛省は正直に最初からそういった必要性を、胸襟を開いて地域に説明するのが僕は本来の姿であると思うし、以前、防衛政務官の方が佐賀で講演した際に、小さく造った後で拡張するというふうな、衆議院議員としての立場と後に訂正をされましたが、その構想、第二段階で拡張するというのは私は十分あり得ると思っております。本音で防衛省に説明をしていただきたいという思いが強くなります。

これから、一度できた駐屯地は、恐らくなくするのは非常に難しいと思います。佐賀として受け入れたからには、あるからには、地域と、あるいは県民の方の不安の払拭、そして、何につけても自衛隊員の方の命もしっかり守る、そ

ういった観点に立って、県、市、そして防衛省にそれぞれの仕事をしていただきたいと思えます。

今後、この課題に、自衛隊の佐賀空港使用というのは今後も続く課題でありますので、引き続き注視をし、折に触れて県に姿勢を正していきたいと思えますので、今後とも御対応をよろしくお願い申し上げ、本日の私の質問を終わらせていただきます。

○木村委員 〓 公明党の木村でございます。所管事項につきまして、早速質問に入ります。

去る六月十三日ですが、政府は地方創生施策を検討する閣僚会議におきまして、「地方創生二・〇基本構想」を取りまとめ、十年後に目指す姿を数値目標として示し、都市部の住民が地域に多様な形で携わる関係人口一千万人、延べ一億人創出するとの目標が示されました。二〇一四年から始まったこの地方創生政策が、人口減少や東京一極集中の根本的課題の克服に至らなかった点を踏まえまして、新たに五つの政策の柱を掲げてスタートしていくこととなります。

既にこうした地方創生に取り組んでいる自治体には、第二世代交付金と言われる交付金が全国で一千五百三十九の自治体に交付をされており、佐賀県としては、二〇二五年度当初、そして、二〇二四年度の補正を合わせまして、合計三十九件、総額で約三十四億一千五百万円が配分をされたと聞いております。ちなみに、私の住む唐津市におきましては、新唐津曳山展示場の整備事業が採択をされているようであります。

総理肝煎りの政策と言えるこの地方創生二・〇の取組方針の中に、関係人口の増加など、人の流れをつくり、東京一極集中を是正するという項目がございますが、こうした関係人口の拡大に取り組んでいる自治体の数の割合は、全自治体の八割を超えてきております。

そうした中、佐賀県の場合は、国が打ち出す前から、「関係人口創出チャレンジ事業」という名称でゲーム会社とコラボをいたしました「ロマンシング佐賀事業」に取り組みられてきているわけですが、国が新たな打ち出しを行おうとしている今、本県の国に先駆けた取組について確認をさせていただきたいと思っております。

そこで、最初の質問ですけれども、この関係人口という言葉についてです。石破総理の発表の後、改めてこの言葉が注目を集めているようにございます。地方自治体が事業として取り組むに当たって、事業効果を明確にするためにも、まず、この関係人口の定義を確認させていただきたいと思いますが、どのようなになっているのかお尋ねいたします。

○久保政策企画監Ⅱまず、関係人口の定義についてお答えいたします。

関係人口は、特定の地域に継続的に多様な形で関わる方々とされています。具体的には、地域づくりに携わるためにその地域を継続的に訪問されている方、両親や祖父母などが地域の出身であるなど、その地域とゆかりがある方、また、仕事や住まい、旅行などでその地域と関わるうちにその地域が好きになり、幾度となく訪れるようになるなど、その地域に思い入れがある方などが該当いたします。

なお、対比される言葉としては、定住人口と交流人口というものがございします。定住人口は実際にその地域に居住する方、交流人口は観光などで一時的にその地域を訪れる方とされており、このようにございます。

以上でございます。

○木村委員Ⅱ定義について御答弁いただきました。この言葉を表す端的な言葉として、私もいろいろ調べましたけれども、観光以上定住未満という言葉もいろいろ検索すると出てまいりました。

しかしながら、この関係人口は可視化が難しいとされており、国のほうにお

きましては、住所地以外の地域に継続的に関わる方々を登録する仕組みとしてふるさと住民登録制度の創設を検討し、関係人口の明確化を図っていく方向のようでありすけれども、平成二十六年から取り組んでおります佐賀県の「ロマンシング佐賀事業」は、当初は関係人口の創出を目的にしたものではなく、首都圏への情報発信を目的にしていたと伺っております。

そこで、この「ロマンシング佐賀事業」が関係人口の拡大を目的として取り組むことになった経緯についてお尋ねいたします。

○久保政策企画監Ⅱ事業の経緯についてお答えいたします。

「関係人口創出チャレンジ事業」である「ロマンシング佐賀事業」は、株式会社スクウェア・エニックスが展開するロールプレイングゲーム「サガ」シリーズとのコラボ事業として平成二十六年から取り組んでおります。

当初は首都圏での情報発信を目的にスタートし、その後、県とスクウェア・エニックスとで協議しながら観光振興や県産品の販路拡大、公共交通機関の利便促進など、分野を拡大しながら取り組んできたところでございます。その後、全国的に関係人口の重要性が取り沙汰されてきたことを受け、本県においても令和二年度より、関係人口拡大のためのチャレンジとして、県だけでなく、県内市町と協働し、協議会を設置して取り組んできたところでございます。

以上でございます。

○木村委員Ⅱ事業に取り組むことになった経緯について御答弁をいただきました。当然ながら、スクウェア・エニックスさんの協力の下、そして、後からは市町の協力も仰ぎながら進めてきていただいたという経緯について御答弁があったかと思えます。

それでは、その中身についてでございますけれども、昨年は事業がスタートをいたしました十年の節目だったと思いますが、これまでどのようなことに取り組んできておられるのかお伺いをいたします。

○久保政策企画監Ⅱこれまでの取組についてお答えいたします。

この事業は、ゲームコンテンツである「サガ」シリーズとのコラボを契機に、佐賀県に興味を持ち、佐賀県に愛着を感じる関係人口を増やそうと取り組んできました。ゲームの世界観に浸りながら、佐賀県内各地のすばらしさを楽しみながら周遊していただけるような仕組みをつくってきたところでございます。

具体的には、ゲーム内に佐賀県の観光名所、歴史、文化、食などを登場させ、佐賀県自体に興味を持っていたく。また、実際に佐賀県にいらしていただいた後は、ゲームキャラクターや佐賀県の特産物のイラストで彩られたラッピング列車やラッピングバスで気分を上げていただき、楽しみながら県内を周遊していただいているところです。特にラッピングバスについては、県内の古湯、武雄、嬉野の温泉地に向かうバスにおいては内容にも工夫を凝らしまして、キャラクターつきのつり革をあしらうなど、遊び心をちりばめさせていただいているところです。

また、滞在中には、その土地でしか見ることができない、その土地に合ったキャラクターを描いたマンホールや有田焼の陶板を設置したり、地元の飲食店と開発したコラボメニューを楽しんでいただけるような取組を実施してきたところでございます。

また、昨年度、十周年の取組でございますが、昨年度は佐賀県とのコラボが始まって十周年ということもあり、もっと多くのロマ佐賀ファンの方がさらに興味関心を持って来ていただけるように、これまでの取組を東京で紹介するイベント、「ロマ佐賀TOKYO」というものを開催いたしました。コラボアイテムの展示や販売を中心に、協議会メンバーの市町やコラボアイテムを製造・販売する企業も参加いただきまして、自らロマサガファンと交流し、ファンに対してPRする場も設けたところでございます。

また、十周年イベントでは、東京だけでなく、佐賀県内でも取組を実施いたしました。県立博物館では企画展を開催し、この十周年の軌跡を紹介いたしました。また、新作コラボ有田焼や、日頃公開されることが少ない開発資料なども展示したところでございます。また、佐賀駅からSAGAサンライズパークまでをロマ佐賀で彩る「ロマ佐賀ストリート」、JR唐津線・筑肥線の利活用促進を目的としたクイズラリーである「ロマ佐賀列車ラリー」などを実施したところでございます。

以上でございます。

○木村委員Ⅱ十年間の取組を端的に御答弁いただくのは大変難しかったかと思いますが、本当に枚挙にいとまがないといえますが、幅広いジャンルで取り組んでいたかと思っています。私、不勉強で大変恐縮なんですけども、地元の「唐津Qサバ」とコラボされていることも今回初めて知りまして、本当にアイデア満載の企画で、そうしたことがきっかけになって佐賀県まで足を運んでもらったり、関連グッズの購入などを通して佐賀県のファンになっていただいた方も多数おられたかと思っています。

改めてですけれども、自治体の取組で、しかも、民間とのコラボで十年も続く事業というものはなかなか少ないのではないかと感じておりますが、ひとえにこのスクウェア・エニックスさんの御理解と強烈な佐賀愛に支えられてきた十年ではないかとも感じたところです。

それでは次に、本事業で行われておりますイベントなどに参加された方の反応についてでございます。

十年という長い期間の中で様々な声が寄せられているかと思えます。県外の方はもちろんですが、海外の方、そして、県民の皆様からはどのような声が上がっているのかお尋ねいたします。

○久保政策企画監Ⅱ参加者や関係者から寄せられている声についてお答えいた

します。

まず、県外からお越しになったファンの方からは、「佐賀県が身近に感じられるようになった」、「ロマ佐賀きっかけで佐賀に行ったが、人の温かさ、食事のおいしさに、ロマ佐賀抜きでも佐賀ファンになった」といった声をお聞きしているところでございます。

また、海外の方の反応ですが、昨年度、県立博物館での展示では海外のファンも多く来場していただき、英語、中国語、タイ語など、それぞれの言語で地域のすばらしさを知ることができた」、「文化交流の機会になった」といったメッセージを寄せていただいたところです。

また、県民の皆様からは、「県外から多くの方が来てくれてうれしい」、「佐賀県のすばらしさの発信になっている」といった声をお聞きすることが増えており、中でもコラボ先の飲食店からは、「『サガ』シリーズのファンは購買意欲が高い世代が多く、平均消費金額も高いようだ」、また、「企画が終わってもまた来ます」、「こんなにおいしいとは思わなかったとお店のスタッフに声をかけてくださるファンの方もたくさんいらっしゃり、スタッフの励みになった」、「この企画がなければ来ることがなかったであろう客層が全国から来てくれたことが何よりよかった」といった声をいただいているところです。

以上でございます。

○木村委員Ⅱゲーム自体が世界的に人気を博しているところもありまして、日本の、今、サブカルチャー人気も高まっていく中で、海外の佐賀ファンも増えていっているのではないかとお話を聞きながら思ったところでございます。また、この事業を見詰めてくださっております県民の皆様への反応についても併せて御答弁をいただきました。

実はなぜこれを聞いたかといいますと、昨年、佐賀県議会と県内高校生との意見交換会に出席をさせていただいた折に、「ロマンシング佐賀事業」のこと

が話題になりました。高校生の皆さんはラッピングバスや列車は知っているけれども、物心ついたときにはもうそうした列車が日常の風景として既に存在をしており、特に意識したことがないと。そもそも「ロマンシング サ・ガ」というゲームが親世代のゲームという印象を持っているという声がありまして、私はかなりの衝撃を受けました。

佐賀県は、もともとアニメやゲームとのコラボに有名な県として注目を集めてきたこともありまして、高校生にも浸透しているんだろうなと思って、事業の感想を伺ったわけですが、今のZ世代はそういう感覚なのかと改めて思い知らされた思いでございます。

そこで、往年のファンだけではなく、若いファンの獲得につながっていくような事業内容のブラッシュアップも重要だと感じたわけでございますが、そこでお尋ねをいたします。

本事業に対して、これまで寄せられた意見や提案を反映して、新たに組みこんできたことなどがあれば伺っておきたいと思えます。

○久保政策企画監Ⅱ事業内容のブラッシュアップについてお答えいたします。

参加者や関係者からの様々な声を参考にしながら、スクウェア・エニックスの皆さんとともに、工夫を凝らしながら取組を進化させてきたところでございます。

例えば、ファンの方からの、「単発のイベントで終わらない、いつ来てもロマンシングの世界観が味わえるように」という声を受けまして、マンホールや陶板などの常設物を設置いたしました。また、昨年度からは郵便ポストのラッピングも始めたところでございます。これらは一年一年少しずつ県内市町の設置エリアを増やしているところでございます。

また、県外からお越しになるファンの方は、佐賀県内に土地勘がなかったり、また日頃運転されないので、運転免許を持たない方も多くいらっしゃるのです

が、そういった方がスムーズに県内を回れるようなツアーがあればとの声がございました。こうした声を受けまして、昨年度は唐津、武雄、嬉野の三コースを回るバスツアーを実施したところでございます。

また、ふるさと納税でも、佐賀県を応援したいという声がございました。この声を受けまして、オリジナルのお礼状カードを同梱したふるさと納税の返礼品を導入しましたところ、昨年度は約半年間で約千五百件、三千三百万円を超える寄附が寄せられたところでございます。

十年の間、少しずつブラッシュアップを行いながら取組を定着させてきたことで、「サガ」シリーズファンの皆様の間に着実に佐賀県への愛着が育っていると感じているところでございます。

以上でございます。

○木村委員Ⅱ寄せられた声に的確に対応していただいているなという印象を持ちました。先ほどの免許を持つていない方への対応もそうですけれども、聞くところによりますと、こうしたイベントに来てくださっている方の中には、ゲームはやったことがなかったけれども、親と一緒に来て、逆にこのイベントがきっかけでゲームのことを知ってゲームにはまったというような声も聞いているところでございます。そうした意味で、今後ファンの裾野というのはもっとと広がっていくのかなというふうに思います。

そして、先ほどありましたとおり、ふるさと納税も増えていったといいますが、きっかけになったというところは大変驚いたところでございます。

しかしながら、この事業は単なる佐賀ファンの獲得ではなくて、関係人口の創出という目的がございますので、当然ですが、毎年数値目標を定めて取り組んでいただいているものと承知しております。

そこで、これまでの達成状況についてお尋ねしたいと思います。

○久保政策企画監Ⅱこれまでの事業目的の達成状況についてお答えいたします。

令和二年度以降、イベントやクイズラリーなど、様々な企画にオンライン上ではなく、リアルに参加いただいた方の人数を数値化しているところでございます。

各年度の目標値に対する実績としては、令和二年度が目標四千人に対して実績約二千八百人、令和三年度は五千人の目標に対して実績が約六千三百人、令和四年度以降は、唐津線・筑肥線の「ロマ佐賀列車」の運行開始を受けまして目標を引き上げました。令和四年度は目標一万人に対して実績が約一万四百人、令和五年度は目標一万人に対して実績約九千五百人でございます。

なお、令和六年度は十周年の記念イベントを東京と佐賀で開催いたしましたところ、三万人の目標に対し、実績約二万五千五百人となっているところでございます。

以上でございます。

○木村委員Ⅱリアル参加の目標を定めて毎年取組を行ってきたというところで、東京での開催についても言及をいただいたところでございます。

最初に、関係人口の定義を確認させていただきましたけれども、先ほど言及いただいたようにふるさと納税という形で佐賀県に関わってくださる方は、まさにそのカテゴリーに入るんじゃないかなというふうに思ったところであります。経済効果を生み出すだけではなくて、県の歳入に直接つながるような効果まで満たしているというところでございます。

それでは、この項の最後の質問とさせていただきますが、今後についてであります。

昨年、十年の節目を迎えたわけですが、まだまだ伸び代があるのではないかと思っております。さらなる関係人口の増加につながる可能性のある本事業に、今後どのように取り組んでいかれるのかお尋ねいたします。

○久保政策企画監Ⅱ今後の展開についてお答えいたします。

この十年間で培った県とスクウェア・エニックスとの信頼関係、そして、多くの「サガ」シリーズファンの応援に支えられ、ここまで成長できたプロジェクトと認識しております。

今年度も秋口に、県内周遊をしながらロマ佐賀の世界観と佐賀県の歴史、文化、食を楽しんでいただくこととしており、八月頃には詳細をお知らせできるような、現在準備しているところでございます。

「ロマンシング佐賀事業」は、県だけでなくスクウェア・エニックス、サガシリーズファンの皆さん、県民の皆さん、みんなでつくり上げていくプロジェクトです。今後も引き続き、多くの方が佐賀県を訪れ、佐賀県に愛着を持っていただけるよう、プロジェクトの認知度の向上を図りながら、関係人口の拡大に取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○木村委員 今年の八月に新しい内容が発表されるということで、また驚かせていただきたいたいというふうに思っております。

冒頭触れましたこの「地方創生二・〇基本構想」には、都道府県の役割という項目があるそうであります。まだ詳細は明らかになっておりませんが、関係人口の創出につながるように創設される予定のふるさと住民登録制度も含めまして、地方創生の重要な取組の中に位置づけられていながらも、自治体を取り組むメリットについては様々な疑問の声も出てきているようであります。

そうした中で、佐賀県の取組は先ほど来よりありますとおり、ふるさと納税の増加というような効果も生み出しております、全国をリードする取組かと思えますので、これからトップランナーであり続けていただくことを期待しながら、次の質問に移らせていただきます。

二項目めは、自転車等の対策についてお尋ねをいたします。

今日、六月二十五日は、一九六〇年に道路交通法が公布された日でありまし

て、その際、指定自動車教習所制度も明記されたこともありまして、今日の日付を語呂合わせで呼んで「無事故の日」となっているそうであります。

しかしながら、佐賀県民の自動車運転のマナーは、「よからうもん運転」という言葉に象徴されますように、マナーの悪い運転をする方が多い傾向にあり、県内の幾つかの交差点には、路面標示に片仮名で「ウインカー」という文字が書かれていることは、他県ではなかなか見られない光景だということで、一時期ネットで注目をされたと聞いております。

先ほど佐賀のファンを伸ばしていくとか、関係人口の話をしたばかりで、大変残念に思うところなんですけれども、今回質問いたしますのは自転車の状況でございます。

一般質問の答弁では、県内での自転車が起因する事故の件数自体は横ばいということでありましたが、全国的には自転車の運転マナーの悪化が社会問題化になっており、罰則の強化という流れにつながってきているものと承知をいたしております。

そもそも自転車は、交通法規を全部理解していなくても乗れる手頃な移動手段であります。例えば、歩行者やほかの自転車に対して自分の存在に気づいてもらうためにベルを鳴らすことや、並走して走るなどの日常よく見かけるような行為が道路交通法に違反する場合があることなど、自動車運転免許を有する方でも意外に知らないこともあり、そのような状況の中、来年四月からは交通反則通告制度、いわゆる青切符の導入によって実際に罰則金を科されることになった場合に、多くの県民が戸惑いを感じるのではないかと思っております。加えまして、昨今では様々な種類の小型電動モビリティが登場し、多くの商品が販売をされるようになってきております。東京、大阪などの大都市圏で、こうした特定小型原動機付自転車、特小原付という略称をネット上でも見かけるようになってまいりましたが、若い利用者のルールを無視した運転によるト

ラブルの増加も目にするところです。やがて県内でも普及してくるときが来ると思いますが、私は自転車の交通ルールやこうした特小原付のルールにつきましてもしっかりと周知をしていく必要があると考えます。

そこで、伺いたいします。

まず初めに、道路交通法の改正内容についてはどうなっているのかお尋ねいたします。

○南谷交通企画課長 自転車に関する道路交通法の改正内容についてお答えいたします。

近年、国民の意識やライフスタイル等の変化に伴い、自転車利用のニーズが高まっている一方、全国的には自転車が関連する交通事故が増加傾向にあるなどの情勢を踏まえ、自転車の交通事故防止のための所要の規定の整備を行うことを目的に道路交通法が改正されました。

その主な内容は、自転車の酒気帯び運転及び携帯電話使用等に関する罰則規定の整備、交通反則通告制度の対象に自転車等を追加するための規定の整備であります。

具体的には、自転車の酒気帯び運転については、三年以下の拘禁刑または五十万円以下の罰金が科せられ、自転車運転中の携帯電話使用、いわゆるながらスマホについては、六月以下の拘禁刑または十万円以下の罰金が科せられることとなっております。さらに、ながらスマホをして交通事故を起こすなど、交通の危険を生じさせた場合には、一年以下の拘禁刑または三十万円以下の罰金が科せられることとなっております。

自転車の酒気帯び運転及び携帯電話使用等に関する罰則規定については、昨年十一月一日に施行されています。これに加え、自転車等に対する交通反則通告制度については、来年四月から施行されることとなっています。

交通反則通告制度とは、車両等の運転者による道路交通法の規定に違反する

行為のうち、現認可能、明白かつ定型的なものが反則行為とされ、反則行為をした者に対し、行政上の手続として、警察本部長が定額の反則金の納付を通告し、その通告を受けた者が反則金を任意に納付したときは、その反則行為に係る事件について公訴が提起されないということを内容とする制度であります。

この制度の対象は、十六歳以上の者が運転する自転車等による携帯電話使用や信号無視、指定場所一時不停止等の百十三の違反行為となっています。

また、違反行為に対する反則金の金額については、携帯電話使用等（保持）、これが一万二千元。信号無視が六千元。指定場所一時不停止等が五千元。歩道通行などの通行区分違反が六千元。並んで走行する並進禁止違反が三千元などとなっております。

以上でございます。

○木村委員 令和六年十一月の改正内容と来年四月からの、いわゆる青切符について御答弁をいただいたと思いますが、先ほどありましたように百十三の違反行為ということでありまして、パブリックコメントでは、特に道路整備状況がよいところばかりではありませんので、歩道通行で反則金の対象になる可能性があるというところに大きな反響があったと聞いております。

また、先ほども触れましたけど、並んで走る行為、並走行為も反則になるということ、この辺りがやはり周知不足といいますか、今回の法律改正で初めて違反行為とされたわけではございませんが、もともと違反行為に該当していたものが来年から反則金の対象になるというところが県民の皆様によく伝わっていないのではないかと思っております。

そこで、次の質問ですが、県内における交通違反の検挙状況についてですが、本年五月時点での自転車の交通違反の検挙と指導、警告の状況がどうなっているのかお尋ねいたします。

○内田交通指導課長 県内における自転車の交通違反の検挙状況についてお答

えいたします。

本年五月末時点における県内の自転車交通違反の検挙件数は十六件で、前年同期比十四件の増加となっており、主な違反は酒気帯び運転、携帯電話使用等となっております。

また、本年五月末時点における県内の自転車交通違反の指導・警告件数は六百十七件（○頁で訂正）で、前年同期比三百十七件の減少となっており、主な違反は並進禁止違反、無灯火等となっております。

今申し上げました指導・警告件数は自転車指導警告カードを交付した数でありまして、このほか、街頭における警察活動の中で、口頭による指導や警笛を使用した注意喚起も適宜行っているところでございます。

以上でございます。

○木村委員Ⅱ指導、警告、減つてはいますけれども、先ほどおっしゃったようにカードの交付数ということで、その背景には本場にヒヤリ・ハットといひますか、なかなか危ない行為なんかも入っているのではないかと感じております。今のような状況の中で改正法が施行されていくわけでありましてけれども、次に実際の取り締まりについて伺っておきたいと思ひます。

道交法の改正のニュースが増えて、各県での交通取り締まりの様子が報道される機会も増えてきておりますが、警察官の制止を聞かずに走り去ろうとしたり、違反の指摘に納得がいかず、かなりの不平不満をぶつけられる方も見受けられるようございます。取り締まりの現場というものは本当に大変になるんではないかと思ひておりますが、そこでお尋ねをいたします。青切符の適用を踏まえまして、限られた人員の中で今後どのように指導取り締まりを行つていくのかお尋ねをいたします。

○内田交通指導課長Ⅱ初めに、答弁の前に、先ほど答弁いたしました答弁の訂正をさせていただきます。

本年五月末時点におきます県内の自転車交通違反の指導・警告件数でございますが、先ほど六百十七件と答弁いたしましたけれども、六百七十八件に訂正させていただきます。

引き続きまして、自転車の交通違反に対する指導取り締まりについてお答えいたします。

県警察におきましては、自転車関連事故が現に発生し、または発生が懸念され、自転車交通秩序の実現が必要と認められる地区・路線を自転車指導啓発重点地区・路線と定め、同地区・路線を中心に、自転車指導警告カードを活用した実効性のある指導、警告を行っております。また、同地区・路線を含め、その他の場所においても、違反行為により歩行者や通行車両に具体的危険を生じさせた場合や交通事故に直結する危険な運転行為をした場合など、悪質、危険な違反に対しては積極的な検挙措置を講じているところであります。

いずれにしても、指導取り締まりは交通事故抑止を目的とするものでありますことから、来年四月の自転車等への交通反則通告制度の適用を見据えつつ、自転車関連事故の発生状況や地域住民の取り締まりの実施に関する要望を踏まえ、引き続き交通事故抑止のための指導取り締まりに取り組んでいくこととしております。

以上でございます。

○木村委員Ⅱ地域の要望も踏まえ、そして取り締まりの対象地域を効果的に判断して行つていかれるものと捉えたところでございます。大変な取り締まりだと思ひますけれども、交通ルールを守る機運をつくるために粘り強く取り組んでいただきたいと思ひております。

それでは、次の質問ですけれども、冒頭触れさせていただきました特小原付ですけれども、世に出始めた頃は電動キックボードをイメージしておりました。しかし、質問聴取の際に教えていただきましたところ、今はそうした名称でく

くれないものが出てきているというお話でありました。

本当にいろいろなものがありまして、モペットというらしいですけども、ペダルがついており、一見、電動アシスト自転車かと思いきや、そうではなく、ペダルをこがずともフル電動で走るから原動機付自転車扱いになるということであります。見た目はタイヤの大きい自転車のような形をしておりますが、このように近年いろんなタイプのものが出てきておりますので、お伺いしておきたいと思います。

この特定小型原動機付自転車の概要と事故の発生状況についてです。

まず、法律上、大きさ、構造がどのような規定になっているのか伺います。

○南谷交通企画課長〓特定小型原動機付自転車の概要についてお答えいたします。

特定小型原動機付自転車の規格や構造につきましては、道路交通法施行規則により、その基準が定められております。

具体的には車体の大きさについては、長さ百九十センチメートル以下、幅六十センチメートル以下であることと定められております。また、構造につきましては、時速二十キロメートルを超えて加速することができない構造であること、走行中に最高速度の設定を変更することができないこと、緑色に点灯する最高速度表示等を備えていること、オートマチック・トランスミッション、いわゆるオートマ車であることなどと定められております。

そのほか、この運転には運転免許証を要しないとする一方で、十六歳未満の者の運転は禁止されており、ナンバープレートの表示、自動車損害賠償責任保険、いわゆる自賠責の加入などが義務づけられております。

特定小型原動機付自転車の概要については以上でございます。

○木村委員〓法律の規定によって今のような規格、構造が決まっていたり、使用条件があるわけですが、ネット検索をしますと、十万円前後のもの

から様々な価格帯のものが多数販売されているようにございます。今後もっと安いものが出てきて購入しやすくなってくるかと思っております。

先日ニュースを拝見しておりますと、電動キックボードにスーツケース、旅行かばんを置いて、その上に座って運転をしている光景が映っております。違法な乗り方だという報道がございました。

県内ではまだまだ普及しておりませんが、念のため確認をさせていただきます。特定小型原動機付自転車による交通事故の発生状況と検挙件数がどうなっているのかお尋ねいたします。

○南谷交通企画課長〓特定小型原動機付自転車の交通事故の発生状況などについてお答えいたします。

県内では、令和五年七月に特定小型原動機付自転車に関する規定が整備されて以降、特定小型原動機付自転車用のナンバープレートが本年五月末現在で百六十六枚交付されていると把握しております。

県内における特定小型原動機付自転車に係る交通事故につきましては、令和五年七月に特定小型原動機付自転車に関する規定が整備されて以降、本年五月末時点で単独の物件事故が一件発生しています。

交通違反の検挙は、指定場所一時不停止が一件であり、ほかに自動車損害賠償保障法違反、いわゆる無保険一件を検挙しております。

以上でございます。

○木村委員〓件数は少ないんですけども、ナンバープレートの発行枚数ですね、百六十六枚ということで、今の時点では結構私はいくつか、意外とあるなと思ったところでございます。

今後増えていったときに、先ほども言いましたけど、いろんなタイプのもが出てきていますので、一般の歩行者や周囲の車のドライバーにつきましても、それが何なのかよく分からないというところで無用なトラブルが生じないかと

心配もしているところでございます。

それで、これまでも様々な機会を通じまして自転車の運転に関する啓発活動に取り組んできていただいていることは十分承知をいたしておりますけれども、法改正が行われたことや今後新しい移動手段を県民の皆さんが選択をしていくことも踏まえまして、一定の取組が進んだ段階で県民の中にどれくらい自転車等に関する交通ルールが浸透しているのかを検証することが必要ではないかと考えておりますが、この点についてはいかがでしょうか。

○南谷交通企画課長 交通ルールの浸透具合の検証についてお答えいたします。交通違反をなくすためには交通ルールの浸透具合に応じた効果的な安全教育を実施することが重要であると考えております。

ここで自転車の交通違反の実態を見ますと、年代や地域によってもばらつきがあり、高校生や若年層では携帯電話を操作しながらの運転や並進等も散見されるといった指摘もいただいているところでございます。

このような状況を踏まえ、県警察ではこれまで実施していた主として警察官による説明が中心となる、いわゆる受け身型の交通安全教育に加えて、今年度から、いわゆる応問型の交通安全教育を積極的に取り入れております。この応問型の形式を取り入れることにより、受講者の参加意識が高まり、より自分事として考えさせることができると考えております。また、それにより自然と内容の確認ができる上に、間違えた内容は特に当事者の印象に残るため、理解度が一層向上するものと考えております。この形式の交通安全教育では、その正答率から、参加者の理解度や認識のギャップを把握したり、その場で効果測定としての役割も期待できるため、交通ルールの浸透具合も検証できるものと考えております。

引き続き交通ルールの浸透具合も踏まえつつ、適切に対策を講じていくこととしております。

以上でございます。

○木村委員 事故の当事者になる割合の高い中高生に対して応問型とおっしゃったんですけど、要はクイズ形式ということでしょうか。そういう言葉があるんだと初めて分かりました。

様々な手法を検討していただきまして、まず、ターゲットを絞ってということでございますけれども、ひいては県民全体の理解のレベルを上げていく取組を続けていただければと思っております。

今回の私の最後の質問に移らせていただきますが、昨今、私の地元におきましても多くの外国籍の方を見かけるようになってまいりました。労働力不足を補う地域の仲間として貴重な人材である皆さんですけれども、今後ますます増えていくことが予想されており、自転車で移動なさっているお姿もよく見かけるようになっていきます。

そこで、佐賀県警察本部として、自転車の関係する事故の当事者として割合の高い先ほど触れた中高生だけではなくて、外国籍の方も含めまして、自転車の安全な利用についてしっかりと周知を図っていくことが必要だと考えますが、今後どのように取り組んでいかれるのかお尋ねし、私の質問を終わります。

○南谷交通企画課長 交通ルールの周知に向けた取組についてお答えいたします。

交通事故を抑止するためには、厳格な指導取り締まりに加え、あらゆる層に対する交通ルールの周知を継続的に実施することが重要であると考えております。

こうしたことから、例えば、自転車等の交通ルールの周知については、これまでも街頭キャンペーンや交通安全教室、関係機関と連携した広報啓発活動等を展開しております。

特定小型原動機付自転車に関しましては、販売事業者に対し、購入者への関

係する交通ルールの確認の実施も働きかけております。

加えて、先ほど申し上げた昨年十一月の改正道路交通法の施行内容については、自転車利用者が特に多い県下の中学校、高校、大学等を中心に、既に資料を配布するなどしているところであり、来年四月から施行される交通反則通告制度についても同様に周知を図ることとしております。

また、自転車は技能実習生や留学生をはじめとする外国の方々にも利用されております。日本の交通ルールやマナーの正しい理解のため、これまでも外国語による交通安全チラシ等も活用しながら、技能実習生の受け入れ企業や教育機関、自治体等と連携した交通安全教室を実施するなどしてきたところであり、引き続き今回の改正道路交通法の内容も含め、交通ルールの周知を図っていくこととしております。

今後も、改正道路交通法の趣旨を踏まえ、関係機関とも緊密に連携し、交通事故の発生状況や交通ルールの浸透度合いを考慮しつつ、各種の対策にしっかりと取り組んでいくこととしております。

以上でございます。

○中村委員長Ⅱ以上で本日の質疑を終了いたします。

なお、明日二十六日は午前十時に委員会を再開し、質疑、視察、討論、採決を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後四時二十四分 散会

速 記 者 井 上 琴 葉